

事業報告書

(平成22事業年度)

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

一般社団法人 国立大学協会

(旧法人名：社団法人国立大学協会)

平成 22 年度事業報告書

平成 22 年度における本協会の事業概要を次のとおり報告する。

1 諸会議の開催状況

(1) 総会

平成22年 6月28日 第19回通常総会
平成22年11月 1日 第20回通常総会
平成23年 3月 2日 第21回通常総会

(2) 理事会、常任理事会及び政策会議

理事会

平成22年 4月21日 平成22年度第1回
平成22年 5月28日 平成22年度第2回
平成22年 6月15-21日 書面審議
平成22年 7月 5- 6日 書面審議
平成22年 7月 9-12日 書面審議
平成22年 7月14日 平成22年度第3回
平成22年10月13日 平成22年度第4回
平成22年11月15日 平成22年度第5回
平成22年11月30日-12月6日 書面審議
平成22年12月17-22日 書面審議
平成23年 2月16日 平成22年度第6回

常任理事会

理事会、総会の審議事項及び諸課題への対応等について、随時打合せを実施

政策会議

平成22年 4月21日 平成22年度第1回
平成22年 5月28日 平成22年度第2回
平成22年 7月 5- 6日 書面審議
平成22年 7月 9-12日 書面審議
平成22年 9月 3日 平成22年度第3回
平成22年 9月22-24日 書面審議
平成22年10月13日 平成22年度第4回
平成22年11月 8-11日 書面審議
平成22年11月15日 平成22年度第5回
平成22年12月27日 平成22年度第6回
平成23年 2月 3- 9日 書面審議
平成23年 2月 7-10日 書面審議
平成23年 3月23-24日 書面審議
平成23年 3月25-28日 書面審議

平成23年 3月25-29日 書面審議

(3) 各委員会等（専門委員会、小委員会、ワーキンググループ等を含む。）

広報委員会

平成22年 4月26日 平成22年度第1回
平成22年 6月 4日 広報企画小委員会
平成22年 8月 4日 広報企画小委員会
平成22年 9月22-30日 書面審議
平成22年11月24日 広報企画小委員会
平成22年12月 9日 平成22年度第2回
平成23年 1月12日 広報企画小委員会
平成23年 2月 7日 平成22年度第3回

入試委員会

平成22年 4月14-16日 書面審議
平成22年 4月27日 平成22年度第1回
平成22年 5月19-21日 書面審議
平成22年 6月15日 WG
平成22年 6月21-23日 書面審議
平成22年 7月 1- 6日 書面審議
平成22年 9月 1日 WG
平成22年 9月 2日 平成22年度第2回
平成22年 9月22-28日 書面審議
平成22年10月 5日 作業委員会
平成22年10月14-20日 書面審議
平成22年11月24-26日 書面審議
平成23年 1月27日 平成22年度第3回
平成23年 3月 1日 作業委員会

教育・研究委員会

平成22年 5月 7日 平成22年度第1回
平成22年 6月 9日 研究小委員会
平成22年 6月14-21日 書面審議
平成22年 7月 9日 教育小委員会
平成22年 7月15日 男女共同参画小委員会
平成22年 8月 5日 研究小委員会
平成22年 9月28日 研究小委員会
平成22年 9月29日 教育小委員会
平成22年10月26日 平成22年度第2回
平成22年11月 8-11日 書面審議
平成22年12月21日 男女共同参画小委員会
平成23年 1月14日 教育小委員会
平成23年 1月18-21日 書面審議

平成23年 1月25日 研究小委員会
平成23年 1月26-31日 書面審議
平成23年 2月10日 平成22年度第3回
平成23年 3月22-23日 書面審議

経営委員会（平成22年6月28日「経営支援委員会」から名称変更）

平成22年 4月16日 平成22年度第1回
平成22年 4月28-30日 書面審議
平成22年 5月10日 人事・労務小委員会
平成22年 5月11日 財務・施設小委員会
平成22年 5月20-24日 書面審議
平成22年 6月 2日 病院経営小委員会
平成22年 6月24日 平成22年度第2回
平成22年 8月 6日 財務・施設小委員会
平成22年 8月17日 人事・労務小委員会
平成22年 9月 1日 病院経営小委員会
平成22年 9月 1日 平成22年度第3回
平成22年12月 2- 8日 書面審議
平成22年12月13日 財務・施設小委員会
平成23年 1月13日 病院経営小委員会
平成23年 1月24日 人事・労務小委員会
平成23年 1月28日 平成22年度第4回

大学評価委員会

平成22年 5月 7-13日 書面審議
平成22年 5月25日 平成22年度第1回
平成22年 6月 7- 9日 書面審議
平成22年 6月23-25日 書面審議
平成22年 7月 9日 専門委員会
平成22年 9月15日 専門委員会
平成22年10月 4- 8日 書面審議
平成22年10月25-28日 書面審議
平成23年 1月28日 平成22年度第2回

国際交流委員会

平成22年 5月14-20日 書面審議
平成22年 5月27日 平成22年度第1回
平成22年10月 5日 ドイツ学長会議との会合
平成22年10月12-15日 書面審議
平成22年12月 7日 委員懇談会
平成23年 1月21日 平成22年度第2回

事業実施委員会

平成22年 4月19日 平成22年度第1回
平成22年 5月13-20日 書面審議
平成22年 5月20日 研修企画小委員会
平成22年 8月 9-16日 書面審議
平成22年 9月 9-14日 書面審議
平成22年10月 8-12日 研修企画小委員会 書面審議
平成22年10月19-20日 書面審議
平成22年11月17-19日 書面審議
平成22年12月20日 研修企画小委員会
平成23年 1月18-20日 書面審議
平成23年 1月25日 平成22年度第2回
平成23年 3月10-17日 書面審議

国立大学法人総合損害保険運営委員会

平成22年 8月 5日 平成22年度第1回
平成22年 9月 3- 7日 書面審議
平成22年9月30日-10月6日 書面審議
平成22年10月22日 平成22年度第2回
平成22年10月29日-11月2日 書面審議

適格性審査会

平成22年 7月 6日
平成22年 8月25-31日 書面審議
平成22年11月11-12日 書面審議
平成22年12月10日
平成23年 1月 6-11日 書面審議
平成23年 1月24日
平成23年 2月21-24日
平成23年 2月22-23日 書面審議
平成23年 3月 2- 4日

問題検討委員会

なし

調査企画会議

平成22年 6月 1日 平成22年度第1回
平成22年10月29日 平成22年度第2回（第1期中期目標期間の検証に係る合同会議）
平成22年12月 2日 WG
平成23年 2月 2日 平成22年度第3回

国立大学に関する有識者懇談会

なし

国立大学の機能強化に関する委員会

平成23年 2月16日 第1回
平成23年 3月 7日 WG

(4) その他の会議等

平成22年 4月28日 総合損害保険引受保険会社会議
平成22年 6月17日 支部代表大学広報担当者との打合せ会議
平成22年 8月 2日 臨時学長等懇談会
平成22年12月 8日 臨時学長等懇談会
平成22年12月27日 平成23年度予算に関する説明会
平成23年 3月 2日 文部科学省との意見交換会

2 役員等の人事

(1) 理事の異動状況

〔別紙1のとおり〕

(2) 委員会委員の異動状況

〔別紙2のとおり〕

(3) 各国立大学法人からの出向職員を中心とする事務局体制

〔別紙3のとおり〕

3 事業の執行状況

(1) 意見、提言、要望書等の提出、面談等

平成22年 6月 3日 国立大学財務・経営センター事業の廃止に関する意見表明
〔別添1〕
平成22年 6月25日 文部科学省初等中等教育局に意見提出〔別添2〕
平成22年 6月29日 文部科学省、経済産業省、外務省及び産学連携学会に要望
〔別添3〕
平成22年 6月30日 川端達夫文部科学大臣に要望〔別添4、別添5〕
" 川端達夫文部科学大臣に報告〔別添6〕
平成22年 7月14日 文部科学省に要望〔別添7〕
平成22年 7月14日 日本私立大学団体連合会と連名で共同記者会見〔別添8〕
平成22年 7月16日 川端達夫文部科学大臣に要望〔別添9〕
" 鈴木寛文部科学副大臣に要望〔別添9〕
" 中川正春文部科学副大臣に要望〔別添9〕
" 後藤斎文部科学大臣政務官に要望〔別添9〕
" 高井美穂文部科学大臣政務官に要望〔別添9〕
" 興石東参議院議員会長に要望〔別添9〕
平成22年 7月20日 菅直人内閣総理大臣に要望〔別添9〕
" 鳩山由紀夫衆議院議員に要望〔別添9〕
" 佐藤泰介参議院議員に要望〔別添9〕

平成22年 7月21日 仙石由人内閣官房長官に要望〔別添9〕
 “ 玄葉光一郎政策調査会長兼内閣特命担当大臣に要望〔別添9〕
 “ 野田佳彦財務大臣に要望〔別添9〕
 “ 川端達夫文部科学大臣に要望〔別添9〕
 “ 枝野幸男民主党幹事長に要望〔別添9〕
 “ 細野豪志民主党幹事長代理に要望〔別添9〕
 “ 吉田おさむ民主党副幹事長に要望〔別添9〕
 平成22年 7月29日 川端達夫文部科学大臣に要望〔別添9〕
 “ 高井美穂文部科学大臣政務官に要望〔別添9〕
 平成22年 8月 2日 川端達夫文部科学大臣に要望〔別添10〕
 “ 鈴木寛文部科学副大臣に要望〔別添10〕
 “ 中川正春文部科学副大臣に要望〔別添10〕
 “ 後藤斎文部科学大臣政務官に要望〔別添10〕
 “ 高井美穂文部科学大臣政務官に要望〔別添10〕
 “ 清水潔文部科学事務次官に要望〔別添10〕
 “ 磯田文雄文部科学省高等教育局長に要望〔別添10〕
 平成22年 8月 3日 鈴木寛文部科学副大臣と懇談
 平成22年10月 6日 民主党文部科学部門会議（税制改正要望団体ヒアリング）
 平成22年10月14日 高木義明文部科学大臣表敬訪問
 平成22年11月 4日 元気な日本復活特別枠に関する評価会議等関係議員（玄葉光
 一郎衆議院議員他38名）に要望〔別添11〕
 平成22年11月 5日 「人づくり・モノづくり日本の教育を支える会総会」（議員連
 盟）にて11月1日付け国立大学協会総会決議により予算拡充を
 要望〔別添11〕
 平成22年11月10日 日本貿易会に意見表明〔別添12〕
 平成22年11月12日 日本就職情報出版懇話会に意見表明〔別添13〕
 平成22年11月12日 中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会に意見提出
 〔別添14〕
 平成22年11月16日 文部科学省高等教育局に意見提出〔別添15〕
 平成22年11月16日 文部科学省政務三役に要望〔別添16〕
 平成22年11月17日 元気な日本復活特別枠に関する評価会議等関係議員（玄葉光
 一郎衆議院議員他53名）に要望〔別添16〕
 平成22年11月18日 公明党文部科学部会にて、山口那津男公明党代表へ要望
 〔別添17〕
 平成22年11月19日 民主党文部科学部門会議にて要望〔別添17〕
 平成22年11月24日 民主党三役面談を通じ、岡田克也民主党幹事長に要望
 〔別添17〕
 平成22年11月25日 谷岡郁子参議院議員（民主党文部科学部門会議高等教育政策
 WT主査）に要望〔別添17〕
 平成22年12月 8日 文部科学省政務三役に要望〔別添18〕
 平成22年12月24日 平成23年度政府予算案の閣議決定を受けての会長談話
 〔別添19〕
 平成22年12月27日 高木義明文部科学大臣と面談〔別添20〕

平成22年12月27日	菅直人内閣総理大臣と面談〔別添21〕
平成23年 2月 3日	日本経済団体連合会に意見表明〔別添22〕
平成23年 2月 3日	経済同友会に意見表明〔別添23〕
平成23年 2月10日	国立大学における男女共同参画推進に関するアクションプランを公表〔別添24〕
平成23年 2月15日	大学評価・学位授与機構に意見提出〔別添25〕
平成23年 3月23日	日本経済団体連合会他4団体に要望〔別添26〕
平成23年 3月29日	松崎哲久民主党文部科学部門座長に要望〔別添27〕
平成23年 3月29日	磯田文雄文部科学省高等教育局長に要望〔別添27〕
平成23年 3月31日	松崎哲久民主党文部科学部門座長に面談〔別添27〕

(2) 各会員への通知等

- ・「平成23年度国立大学入学者選抜についての各大学における入試業務上の留意点」について（通知）
（平成22年6月30日付け 各国立大学法人学長宛（大学院大学を除く） 入試委員会委員長）
- ・「国立大学の入学者選抜についての平成24年度実施要領」及び「同実施細目」等について（通知）
（平成22年6月30日付け 各国立大学法人学長宛（大学院大学を除く） 入試委員会委員長）
- ・「高等学校段階の学力を客観的に把握・活用できる新たな仕組み」について
（平成22年7月7日付け 各国立大学法人学長宛（大学院大学を除く） 入試委員会WG座長）
- ・「平成22年度入試における新型インフルエンザ対応に関する検証について」について（報告）
（平成22年7月15日付け 各国立大学法人学長宛（大学院大学を除く） 入試委員会委員長）
- ・公共サービス改革基本方針の国立大学法人における運用について
（平成22年8月10日付け 会員代表者宛 財務・施設小委員会小委員長）
- ・「平成22年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」について（通知）
（平成22年9月7日付け 各国立大学法人学長宛（大学院大学を除く） 入試委員会委員長）
- ・合格者の入学手続きに関する配慮について
（平成22年9月22日付け 各国立大学法人学長宛（大学院大学を除く） 入試委員会委員長）
- ・「給与表作成の参考資料について」の送付について（通知）
（平成22年10月12日付け 会員代表者宛 経営委員会委員長他）
- ・「高等学校段階の学力を客観的に把握・活用できる新たな仕組み」について
（平成22年11月24日付け 各国立大学法人学長宛（大学院大学を除く） 入試委員会WG座長）
- ・平成23年度国立大学法人総合損害保険の基本方針について
（平成22年11月26日付け 会員代表者宛 事業実施委員会委員長）
- ・「給与表作成の参考資料について」の追加資料の送付について
（平成22年12月1日付け 会員代表者宛 経営委員会委員長他）
- ・経営委員会が実施した障がい者雇用・高齢者雇用に関するアンケート調査結果について
（平成22年12月17日付け 会員代表者宛 経営委員会委員長他）
- ・全国高等学校長協会からの要望について
（平成22年12月24日付け 各国立大学法人学長宛 入試委員会委員長）
- ・国立大学における入学者選抜制度について
（平成23年2月7日付け 各国立大学法人学長宛 入試委員会委員長）

- ・「国立大学附属病院の経営問題に関する第七次アンケート調査」の結果について
(平成23年2月23日付け 会員代表者宛 経営委員会委員長他)
- ・国立大学附属病院の勤務状況に関するアンケート調査結果について (お知らせ)
(平成23年3月3日付け 附属病院を有する会員代表者他宛 経営委員会委員長他)
- ・東北地方太平洋沖地震の発生に伴う平成23年度大学入学者選抜における対応について
(平成23年3月14日付け 各国立大学長宛 入試委員会委員長)
- ・災害救援物資の供給について (平成23年3月16日付け 各国立大学長宛 会長)
- ・東北地方太平洋沖地震による被災大学への支援等について (お願い)
(平成23年3月25日付け 会員代表者宛 会長)
- ・東北地方太平洋沖地震による被災大学の学生・教職員へ第2段階の支援について (お願い)
(平成23年3月30日付け 会員代表者宛 会長)
- ・電力需給対策に係る大学等の対応について
(平成23年3月30日付け 会員代表者宛 会長)

(3) 広報活動

- ・社団法人国立大学協会概要2010 (和文・英文) の刊行
- ・社団法人国立大学協会会員名簿' 10の刊行
- ・情報誌 (JANU Quarterly Report) の刊行 (第17号～第20号、別冊第5号～別冊第7号)
- ・ホームページの改善、掲載内容の随時更新 (一般向け、会員向け)
- ・職員採用試験広報
各地区で実施する職員採用試験の統一的・基本的事項の周知等、全国広報のためのポスター作成・配布、電子媒体 (マイナビ、エンジャパン) に掲載

(4) 研修事業の実施

研 修 名		実 施 日	対 象 者	人 数
国立大学法人トップセミナー		H22. 8. 26-27	法人の長	62
大学マネジメントセミナー	企画・戦略編： 大学のガバナンス	H22. 9. 13	役員 (学長を含む)、副学長、部局長、事務代表者等	263
	財務編	H22. 11. 8		223
	教育編：教育の質保証と 教育方法の改善	H22. 11. 16		203
国立大学法人総合損害保険研修会		H22. 6. 14	保険実務担当者	173
国立大学法人等部課長級研修		H22. 7. 22-23	部長級・課長級職員	177

研 修 名		実 施 日	人 数	
大学 改 革 シ ン ポ ジ ウム	改めて考える国立大学の役割と課題～第1期中期目標・中期計画期間を終えて～	H22.12.17	291	
	国立大学の役割について	富山大学 地域は大学に何を求め、何を期待するのか～地域活性化のための社会人教育について～	H22. 9. 3	563
		徳島大学 スポーツから体へ、体から脳へー脳科学・スポーツ科学と地域が連携する子育てへー	H22.10.11	117
		金沢大学 地域連携で加速するフィールド研究～「能登オペレーティング・ユニット」開設を記念して～	H22.11. 4-5	110
		鹿屋体育大学 家庭でできる「NIFSみんなの貯筋運動のすすめ」ー地域の健康度アップをめざしてー	H22.11.13	201
		秋田大学 地域に開いた大学の「コンシェルジュ・デスク」～秋田大学横手分校からの発信～	H22.11.19	230
		愛知教育大学 大学院での教員養成をどうとらえるか	H22.11.20	64
		三重大学 地域の活性化と男女共同参画の推進	H22.12.11	525
		京都教育大学 教育に熱いハートを！ー夢に挑戦し、夢をかなえる教育をー	H23. 1.22	125

(5) 国立大学法人総合損害保険の運営

(平成22年度加入状況)

メニュー1 (財産保険) (総合賠償責任保険) (労働災害総合保険)	90機関
メニュー2 (診療所賠償責任保険)	83機関
メニュー3 (傷害保険 (役員))	90機関
メニュー4 (ヨット・モーターボート総合保険)	57機関

4 支部活動の状況

(1) 支部会議の開催

支 部 名	開 催 日	備 考
北海道地区	平成22年 6月18日 平成22年 9月30日 (臨時) 平成23年 2月 1日	
東北地区	平成22年 6月18日 平成22年10月 1日 平成23年 2月24日	

東京地区	平成22年 6月17日 平成22年 9月27日 (臨時) 平成22年10月22日 平成23年 2月24日	
関東・甲信越地区	平成22年 6月 1日 平成22年 9月27日 平成23年 2月 8日	
東海・北陸地区	平成22年 6月 3日 平成22年 9月24日 (臨時) 平成23年 2月 2日	
近畿地区	平成22年 5月26日 平成22年 9月29日 平成23年 2月 4日	
中国・四国地区	平成22年 5月13日 平成22年 9月24日	
九州地区	平成22年 5月24日 平成22年 9月10日 平成23年 2月 9日	

(2) 広報担当者連絡会の開催

支 部 名	開 催 日	備 考
北海道地区	平成22年 7月20日	
東北地区	平成22年 7月26日	
東京地区	平成22年 9月10日	関東・甲信越地区と 合同開催
関東・甲信越地区	平成22年 9月10日	東京地区と合同開 催
東海・北陸地区	平成22年 7月29日	
近畿地区	平成22年 7月30日	
中国・四国地区	平成22年 7月27日	
九州地区	平成22年 7月26日	

(3) その他の事業

各支部会議が主催する研修事業、情報交換会等が実施された。

5 その他の活動

(1) 関係団体等の諸会合への参加

ア 就職関係

平成22年 6月29日	第1回就職問題懇談会
平成22年 8月10日	第1回就職問題検討委員会
平成22年 8月19日	第1回就職採用情報交換連絡会議
〃	第2回就職問題検討委員会
平成22年 9月 1日	第2回就職問題懇談会
平成22年 9月 6日	第2回就職採用情報交換連絡会議
平成22年11月22日	第1回新卒者等の就職採用活動に関する懇話会
平成23年 1月27日	第3回就職問題検討委員会
平成23年 2月10日	第3回就職問題懇談会
平成23年 2月16日	第2回新卒者等の就職採用活動に関する懇話会
平成23年 2月23日	学生就職問題プロジェクト・公明党青年委員会学生局合同会議
平成23年 2月28日	第4回就職問題検討委員会
平成23年 3月 3日	第4回就職問題懇談会
平成23年 3月 9日	第3回就職採用情報交換連絡会議

イ JACUIE（国公立大学団体国際交流担当委員長協議会）関係

平成22年 5月17-18日	日独学長会議
平成22年11月17-19日	日英学長会議

ウ UMAP（アジア太平洋大学交流機構）関係

平成22年 6月29日	日本国内委員会WG
平成22年 7月12日	日本国内委員会
平成22年10月10-12日	国際理事会
平成22年11月 8日	日本国内委員会専門委員会
平成23年 1月17日	日本国内委員会
平成23年 1月31日	日本国内委員会専門委員会

エ その他

平成22年 9月11日	日露学長会議
-------------	--------

(2) 報告書等の刊行等

- ・ 社団法人国立大学協会概要2010（和文、英文）
- ・ 社団法人国立大学協会会員名簿'10
- ・ 情報誌「JANU Quarterly Report」
第17号、第18号、第19号、第20号、別冊第5号、別冊第6号、別冊第7号
- ・ 国立大学の教員養成

- ・第1期中期目標期間の検証
- ・国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第7回追跡調査報告書

(3) 要望書等の受理

- 平成22年 6月24日 宮崎県知事
 - ・「口蹄疫」発生に伴う本県出身学生への支援について
- 平成22年 7月15日 財団法人産業教育振興中央会他
 - ・大学等入学者選抜に関する要望書
- 平成22年10月 1日 全国高等学校長協会家庭部会
 - ・家庭に関する学科等の卒業者の入学者選抜についての要望書
- 平成22年12月16日 全国高等学校長協会
 - ・大学等入学者選抜についての要望書
- 平成23年 3月17日 国立大学法人夜間教育実施大学学部長・第二部主事会議
 - ・夜間主コース・第二部の整備に関する要望書

(4) 外国からの訪問者（団体）対応

- 平成22年 5月26日 ドイツ大学学長会議 国大協訪問
- 平成22年 7月 8日 ロシア大学長団 国大協訪問

6 平成22年度特記事項

なし

7 監事の監査、会計事務所の確認状況

業務監査

監事の羽入佐和子お茶の水女子大学長、及び長尾彰夫大阪教育大学長が、平成22事業年度に開催された各理事会に出席して業務の執行状況を確認している。

会計監査

出塚会計事務所による定期的な会計書類の確認等とともに、平成23年4月26日に平成22事業年度における会計書類の確認が行われた。これに基づき、平成22事業年度における会計監査を実施した。

8 登記・届出事項

- ・文部科学大臣宛 役員異動届 (役員異動年月日：平成22年4月1日)
- ・東京法務局 社団法人変更登記（理事の変更） (登記年月日：平成22年6月1日)
- ・東京法務局 社団法人変更登記（理事の住所移転）(登記年月日：平成22年12月28日)
- ・新公益法人制度による一般社団法人への移行関係
 - 平成22年 8月23日 移行認可申請書提出
 - 平成23年 3月25日 認可
 - (平成23年 4月 1日 登記・一般社団法人国立大学協会として発足)

一般社団法人 国立大学協会
理事の異動状況（平成 22 年度）

役 職	氏 名 (所 属 等)	異動年月日	異動事由
理事（副会長）	吉 田 浩 己（鹿児島大学長）	平成 22. 4. 1	就任
理 事	長 澤 秀 行（帯広畜産大学長）	平成 22. 4. 1	就任
理 事	結 城 章 夫（山形大学長）	平成 22. 4. 1	就任
理 事	齋 藤 康（千葉大学長）	平成 22. 4. 1	就任
理 事	下 條 文 武（新潟大学長）	平成 22. 4. 1	就任
理 事	中 村 信 一（金沢大学長）	平成 22. 4. 1	就任
理 事	山 本 廣 基（島根大学長）	平成 22. 4. 1	就任
理 事	柳 澤 康 信（愛媛大学長）	平成 22. 4. 1	就任

一般社団法人 国立大学協会
委員会委員の異動状況（平成 22 年度）

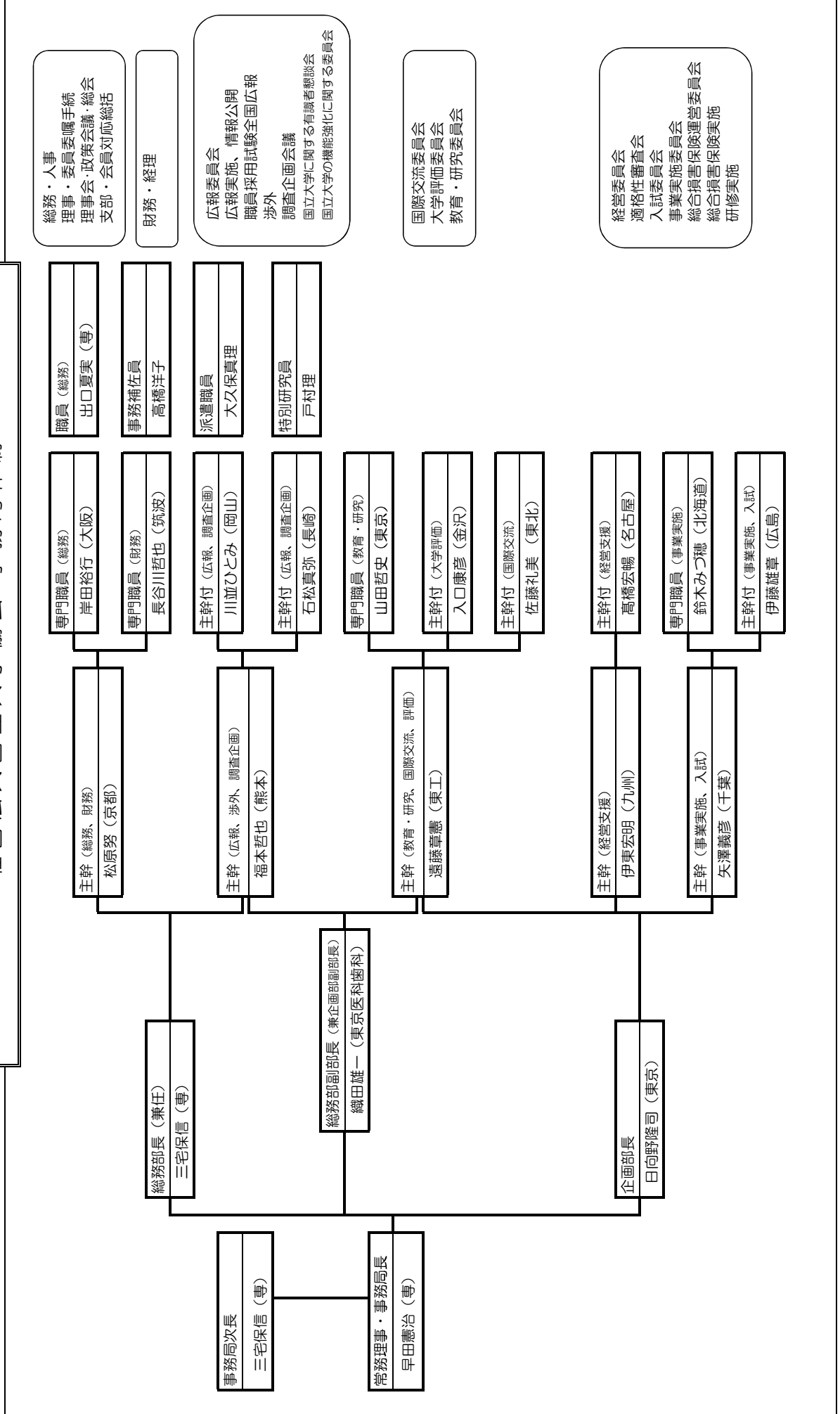
委員会名	氏名（所属等）	異動年月日	異動事由
入試委員会	村上芳則（筑波技術大学長）	平成 22. 4. 1	就任
	松山優治（東京海洋大学長）	平成 22. 4. 1	就任
	伊東幸宏（静岡大学長）	平成 22. 4. 1	就任
	位藤紀美子（京都教育大学長）	平成 22. 4. 1	就任
	山本健慈（和歌山大学長）	平成 22. 4. 1	就任
	丸本卓哉（山口大学長）	平成 22. 4. 1	就任
	寺尾慎一（福岡教育大学長）	平成 22. 4. 1	就任
	佛淵孝夫（佐賀大学長）	平成 22. 4. 1	就任
	西頭徳三（富山大学長）	平成 23. 3. 31	退任
教育・研究委員会	入野野修（福島大学長）	平成 22. 4. 1	就任
	上井喜彦（埼玉大学長）	平成 22. 4. 1	就任
	羽入佐和子（お茶の水女子大学長）	平成 22. 4. 1	就任
	高橋実（名古屋工業大学長）	平成 22. 4. 1	就任
	佐和隆光（滋賀大学長）	平成 22. 4. 1	就任
	香川征（徳島大学長）	平成 22. 4. 1	就任
	羽野忠（大分大学長）	平成 22. 4. 1	就任
	八田達夫（政策研究大学院大学長）	平成 23. 3. 31	退任

委員会名	氏名 (所属等)	異動年月日	異動事由
大学評価委員会	吉村昇 (秋田大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	梶谷誠 (電気通信大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	前田秀一郎 (山梨大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	中村達 (浜松医科大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	加治佐哲也 (兵庫教育大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	一井真比古 (香川大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	松永守央 (九州工業大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	杉山武彦 (一橋大学長)	平成 22. 11. 30	退任
	山内進 (一橋大学長)	平成 22. 12. 1	就任
国際交流委員会	下條文武 (新潟大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	若井彌一 (上越教育大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	森秀樹 (岐阜大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	千葉喬三 (岡山大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	有川節夫 (九州大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	片峰茂 (長崎大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	小畑秀文 (東京農工大学長)	平成 23. 3. 31	退任
	千葉喬三 (岡山大学長)	平成 23. 3. 31	退任
経営委員会	遠藤正彦 (弘前大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	松田正久 (愛知教育大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	松本紘 (京都大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	福田秀樹 (神戸大学長)	平成 22. 4. 1	就任

委員会名	氏名 (所属等)	異動年月日	異動事由
広報委員会	村松泰子 (東京学芸大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	新原皓一 (長岡技術科学大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	鷺田清一 (大阪大学長)	平成 22. 4. 1	就任
事業実施委員会	大山喬史 (東京医科歯科大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	山沢清人 (信州大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	中村信一 (金沢大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	内田淳正 (三重大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	田中雄三 (鳴門教育大学長)	平成 22. 4. 1	就任
	吉田浩己 (鹿児島大学長)	平成 22. 4. 1	就任

平成23年3月31日現在

社団法人国立大学協会 事務局体制



平成22年6月3日
国立大学協会

国立大学財務・経営センター事業の廃止は、国立大学法人の
運営に甚大な影響。格別のご配慮を。

先般実施された行政刷新会議の事業仕分けにおいて、国立大学財務・経営センターの事業がいずれも「廃止」との判定を受けたことについて、国立大学協会としては、極めて深刻に受け止めております。そこで、当協会経営支援委員会において、当該事業が廃止になった場合に国立大学法人として懸念される事項について、下記のとおり取りまとめました。

つきましては、下記に示します国立大学の教育・研究・診療を支える国立大学財務・経営センターの事業（機能）の継続について、格別のご配慮をお願い申し上げます。

記

I 施設費貸付事業

国立大学附属病院の使命である教育・研究・高度医療・地域医療への貢献、なかんずく日本全体の地域医療を中心として担ってきたことは紛れもない事実であり、今後、医学研究の国際競争力、地域医療の再生を図るためには、「調査研究」と附属病院の「経営の分析・助言」に基づいた、低利・長期の附属病院施設の整備に対する貸付が必要不可欠である。

(1) 我が国の医療の崩壊懸念

貸付事業を廃止し、各法人が民間金融機関等から個別に借入を行う制度にすると、法人の規模・資産等により調達力に差が生じ、国立大学法人によっては、低利・長期の施設費の借入が困難になり、附属病院に期待されている使命を果たすことができなくなり、我が国の医療の崩壊に繋がる恐れがある。

(2) 新たな業務のコスト増

各法人が財政融資資金から借り入れる場合であっても、個々の法人毎に借入のための業務や債券発行などの新たな業務の発生によるコスト増が生じることなどを考えると、財務・経営センターが一括して借入れ、各法人に貸付ける現行の仕組みの方が、全体的に見て効率的であると思われる。

(3) 債務負担の軽減

厚労省のNC（ナショナル・センター）は独法化に際して、借入金債務の一部を承継していない。一方、国立大学は法人化に際して、債務の全部（約1兆円）を財務・経営センターが承継し、国立大学法人が実質的に負担している。

国立大学附属病院は、債務の償還によって疲弊していることが問題であり、診療負担の増加、論文数の減少、不十分な設備投資などの悪影響が出ていることから、国において債務負担の軽減策を講じていただきたい。

II 施設費交付事業

国立大学法人の施設整備費の不足により、国立大学施設の老朽・狭隘化が進み、教育研究の質にも影響を及ぼしつつある現状で、施設の改修・修繕に必要な安定した財源を確保するため、交付事業は必要不可欠である。大学の持つ資産を大学の充実に使えないようにしたのでは、欧米のみならず、アジアの大学に比しても見劣りのする国立大学の施設がますます劣化することになる。

(1) 国立大学法人の施設整備費の一翼

国立大学法人の施設整備費は、年間2,200億円必要との試算（文部科学省）があるが、平成22年度予算においては、文科省の施設整備費補助金463億円、財務・経営センターの交付金56億円、附属病院の長期借入金388億円の合計907億円にとどまっており、所要額の半分以下しか措置されていない。このような現状にある中で、国の厳しい財政状況の下、年々補助金が減額されており、さらに安定的な財源であったセンターの交付金までもが廃止されることは、国立大学法人にとって到底耐えられないことである。

(2) 法人化の制度設計の一部

施設費交付事業は、国立大学の法人化の検討の際に、各法人が土地を処分した収入の半分をセンターに納付させ、それをプールして全法人の施設改修費等として有効利用し、併せて法人間の資産の再配分機能を果たす仕組みとして、法人化の制度設計の一つの要素として取り込まれたものであり、法人化後の国立大学に対する財政支援の重要な制度の一つとしてビルトインされたものであるから、国の厳しい財政状況の下、一般財源による予算措置が期待できない現状においては、交付事業を廃止することは容認できるものではない。

(3) 土地処分のインセンティブが失われる

国立大学法人では、その土地処分収入の1/2を当該法人で使用し、残りの1/2をセンターの交付事業の財源として全国の国立大学法人の施設改修等に供してい

るが、この制度がなくなり、すべての収入が一般会計の収入となってしまえば、土地処分のインセンティブが失われる。

(4) 代替地を獲得することが困難になり、教育研究機能が損なわれる

国立大学法人は、公共用の目的に供するため、地方公共団体等に協力して法人の所有する土地を処分せざるを得ない場合があるが、その場合、法人は、教育研究機能を維持するため、代替地を確保する必要がある。しかるに、処分収入の1/2を法人に留保する制度がなくなり、国の厳しい財政状況の下、代替地を購入するための予算措置も十全には行われないことになると、国立大学本来の教育研究機能を果たすことができなくなる。

その他

○ 調査研究や経営相談事業は各法人の経営戦略の貴重な情報源

調査研究事業によるすべての国立大学法人の財務・経営に関するデータの蓄積や分析、附属病院の財務・経営分析、先進的な改善事例の集積を踏まえた経営相談事業は、各法人の経営戦略の構築や経営改善の実施に当たり、他法人等のさまざまな情報を獲得する貴重な情報源となっている。これらの調査研究等を各法人で行うことや、コンサルタントの活用も各法人でばらばらに行うことは、国立大学法人全体として見た場合非効率的であると思われる。

上記のような機能を果たしてきた国立大学財務・経営センターの事業の見直しに当たっては、これら国立大学法人全体に対する支援機能が一層向上するように配慮して頂きたい、国立大学のイノベーション力、国際競争力、高度医療・地域医療の最後の砦機能の低下につながることはないよう、重ねてご配慮をお願い致します。

国大協企画第75号
平成22年6月25日

文部科学省初等中等教育局参事官

岩本 健吾 殿

社団法人国立大学協会

大学評価委員会委員長 山田 信博

学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕(案)について(意見提出)

平成22年6月7日付けで依頼のあった標記について、別添のとおり提出します。

学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕に対する意見

社団法人国立大学協会
大 学 評 価 委 員 会

(1) 第三者評価を導入することにより、学校運営の改善や、教育水準の向上につなげるという趣旨は賛同できる。しかし、自己評価、学校評議員制度、学校関係者評価などとの関係性が整理されないまま、第三者評価を求めることは、学校の事務負担を増すだけとならないか危惧される。

特に、特別支援学校においては、幼児・児童・生徒の障害に応じた多様な支援を行っており、第三者評価を導入するためには、その特殊性や現在の評価システム・体制に配慮した慎重な検討が必要である。

(2) 第三者評価の評価者については、「学習指導や学校のマネジメント等について専門性を有する者」を想定しているが、当該知識を有するもので、かつ、当該学校の実態を十分に理解した評価者を確保するには相当な困難が生じるのではないか危惧される。

また、「例えば中学校区単位などの、一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う」と記されているが、教職員には互いの学校を評価するに足るだけのヒアリングをするゆとりがないのが現状ではないであろうか。

(3) 本ガイドラインでの「第三者評価」の定義について、これまで高等教育で定義されているものと異なる。本ガイドラインの第三者評価の定義は、高等教育においては「外部評価」に分類されるものと判断され、定義が高等教育と初等中等教育で異なるのは望ましくなく、再度検討されたい。

【参 考】

<評価の分類>

自己評価

評価の対象となっている者が、自ら評価者となって実施する評価を指す。例えば、研究活動を行っている機関がその内部において機関の実績を評価することや、研究施策を実施している府省自身がその必要性や効果を自ら評価することなどが該当する。

外部評価

評価の対象となっている者が、評価対象以外の評価者を自ら選定して実施する評価を指す。評価方法や評価基準も評価対象者が設定する場合が多い。例えば、研究機関において当該機関以外に所属する外部者を自ら選定して評価委員会やアドバイザリー委員会を設置して評価を実施する場合や、府省において自己が推進する事業や施策等の評価のために自ら評価委員会や審議会を設置して評価を実施する場合が該当する。

第三者評価

評価の対象となっている者以外の第三者が、評価者を選定して実施する評価を指す。ほとんどの場合には、評価方法や評価基準も第三者によって設定される。大学評価の場合には、独立行政法人である大学評価・学位授与機構が実施する国立大学法人の教育・研究評価や、複数の独立の評価機関によって実施されている認証評価が該当する。

日本学術会議 研究評価の在り方検討委員会：対外報告
「我が国における研究評価の現状とその在り方について」
(平成20年2月26日) 9ページより抜粋

写

別添3

国大協企画第74号
平成22年6月29日

経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部長
上田 英志 殿

社団法人国立大学協会
教育・研究委員会 委員長
濱口 道成

大学における技術提供にかかる安全保障貿易管理について（要請）

貴職におかれましては、国立大学法人の運営等に関し日頃から格別なるご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本協会の教育・研究委員会では、かねてより大学における技術提供にかかる安全保障貿易管理の諸問題の解決策について議論を重ねて参りましたが、このたび別添のとおり「大学における技術提供にかかる安全保障貿易管理について」を取りまとめました。

これまで貴省をはじめとした関連省庁から大学に対して技術提供管理体制の構築と効率的な運用に関する依頼があり、国立大学協会としても会員大学に対してその重要性を周知しているところでありますが、政府におかれましても今回の本協会からの提言を今後の安全保障貿易管理政策に反映していただくよう要請します。

大学における技術提供にかかる安全保障貿易管理について

平成22年6月23日

国立大学協会 教育・研究委員会

<はじめに>

我が国の先端技術情報の不用意な流出による産業競争力への影響や、大量破壊兵器等の開発・製造・使用に係る技術の漏洩による国際社会の平和及び安全への影響に対する懸念を背景に、これらの技術を保有する者には外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）に基づく技術提供管理の厳格な実施が求められている。これらの技術を保有する者には大学並びに大学で研究に携わる研究者も含まれることから、これまで関連省庁から大学に対して技術提供管理体制の構築と効率的な運用に関する依頼があり、国立大学協会としても会員大学に対してその重要性を周知しているところである。

大学における安全保障貿易管理の検討の際に常に問題となるのが、技術の提供と教育との関係である。大学における研究の多くは教育と深く関連しており、ほとんどの技術提供は教育の一環として実施されている。今後、外為法の理念を踏まえ、技術提供管理の実効をあげるためには、この問題を整理しておくことが極めて重要であると考え。そのためには、政府、関係機関と大学が有機的・総合的に連携する必要があることに鑑み、国立大学協会として、大学のみならず政府、関係機関に具体的な要望・提言を行うものである。

<提 言>

○政府、関係機関に対する要望

外為法における技術提供管理の原則は、提供する技術と提供する相手が明確になった「出口」の管理であるが、大学に対してはこれだけでなく、「提供する可能性のある」技術の管理、「提供する可能性のある」相手の管理をも求められている。これは、大学の研究の多くが教育と一体になっていることに関連し、研究者や学生、特に外国人留学生が将来、教育された知識を持って国外へ出ることが想定されているためである。このこと自体は、外為法における技術提供管理の精神に照らして理解できるものであるが、ここに内包される「曖昧さ」が大学における技術提供管理体制の構築と効果的運用を阻んでいることは否めない。これは外為法の運用の問題であり、その回避のため、政府、関係機関においては以下の検討、実施をお願いしたい。

1) 外国人留学生や研究者の受け入れについての判断を行う仕組みの構築

一般的に、外国人留学生や研究者が、日本の大学へ留学・研究活動を行う目的で来日する場合、まず、法務省入国管理局による在留資格許可を受けた上でその許可証を持って、当該外国人が居住する最寄りの日本国大使館・領事館にビザの申請・発給を受けて初めて来日が可能になるが、最初の入国管理局への在留資格の申請は、大部分が当該外国人を受け入れる大学が本人に代わって受け

入れ証明等を添付して在留許可申請する「代理申請」の形態をとっている。また、短期間の滞在を目的とした、欧米国籍の者については、ビザの相互免除により、入国前に日本政府への申請は不要となっている。すなわち、大学への外国人の受け入れについての最初の可否の判断（スクリーニング）は、大部分はそれを受け入れる大学がしなければならず、昨今、アルカイーダに代表される国際テロ組織の活動が複雑化する中で、大学にその責を負わせることは困難な状態となっている。

他方、2005年には、素粒子物理学などの基礎研究を行うために来日を希望したインド人研究者や大学院生へのビザが発給されずに、国際問題になったことがあるが、これについても、基礎研究に対する政府の理解不足もその一因であったと考えられる。今後、機微技術に係る取り扱いが厳格になる中で、それにアクセスする外国人の管理は、入国時のスクリーニングを大学に担わせている以上極めて難しく、ついでに、政府（外務省、経済産業省、法務省、文部科学省）と大学とが相互に必要な情報提供を行いながら、受け入れについての判断ならびにその基準の共有を行う仕組みを構築していくことが効果的であると考えられる。

(2) 「基礎科学分野の研究活動」の定義の明確化

現行の制度でも、基礎科学分野の研究活動に伴う情報の提供は、安全保障貿易管理の規制対象から除外されている。しかし、この「基礎科学分野の研究活動」の定義は、「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの」とされており、解釈によってその範囲は必ずしも明確でない。特に、製品応用を背景に実施されることの多い工学分野の研究は、応用科学分野の技術提供として除外対象に該当しないと捉えられる可能性がある。こうした判断の可能性が残されていると、多くの学生や研究者が日々入れ替わりつつ教育研究を実施している大学においては、当該分野の研究や研究を通じた教育を制約せざるを得ない。

このような制約に伴う学術の発展への影響を回避するために、「基礎科学分野の研究活動」の定義を明確化し、例えば大学で実施される研究の多くの部分を占める「研究成果の公開を前提とした研究活動」¹は、いわゆる基礎科学のみならず応用科学分野の研究を含めて規制除外の対象として認定いただくよう関連法令の運用を改めていただくことを要望する。同様の要望は、ワッセナー・アレンジメントの基礎科学研究に関して（財）安全保障貿易情報センター輸出管理のあり方専門委員会総合分科会からも提言²されており、これらを勘案して関連法令の解釈を改めていただきたい。

(3) 簡便で汎用性の高いマニュアルの作成

大学における安全保障貿易管理の重要性は認識されているものの、その内容については大学関係者において十分認識が進んでいるとは言いがたい。また、基盤である外為法も含め、その複雑さゆえに問題への対応や理解に向けた取り組みが十分に進んでいないことも否定できない。この問題を解消するために、従来のような大部のガイドライン等ではなく、若手研究者にも気軽に触れられるような、要点を抑えた簡便で汎用性の高いマニュアルの作成を要望する。

○大学に対する提言

上記の運用の改善の有無にかかわらず、大学は保有する技術情報の提供管理の責任が大学自身

にあるとともに、適切な安全保障貿易管理を実施していないと大学の教育研究活動に制限がかかる可能性があることを認識する必要がある。その上で、上記の運用の改善に合わせて以下についての実施を求める。

(1) 「研究成果の公開を前提とした研究活動」とそれ以外の研究活動の峻別

大学における研究の多くは、研究者の自由意志に基づき、研究者コミュニティ内で共有されることを前提に行われている。一方、大学の有する知的財産活用の観点から、いわゆる産官学連携研究も活発に行われるようになってきており、これらは必ずしもその成果の公開を前提とした研究活動ではない。上述のように、大学が「研究成果の公開を前提とした研究活動」を基礎科学分野の研究活動として技術提供管理の適用外とすることを望むのであれば、まず大学が「研究成果の公開を前提とした研究活動」とそれ以外の研究活動の峻別を実施することが必須である。その上で、研究成果の公開を前提としない研究活動については、厳密な情報提供管理を実施することを求める。

すなわち、「研究成果の公開を前提とした研究活動」が基礎科学分野の研究活動として技術提供管理の適用除外となれば、通常の大学における教育や研究者の自由意志に基づく研究のほとんどは、研究成果を研究者コミュニティに公開し、あるいは公知にすることを前提として実施されていることから、これらについて特段の管理をすることは求められなくなる。しかし一方で、国の産業競争力の維持や安全管理の観点から成果の公表に制限がある研究については、その内容がいわゆる機微情報に関連するかを厳格に評価し、必要な技術提供管理、例えば研究プロセスや成果に触れる研究者・留学生を限定し、不用意な技術流出を防止する体制を採ることが必要となる。

(2) 真の意味での「技術提供管理」の実施

大学における研究成果には、有形・無形にかかわらず、不用意な流出や漏洩によって我が国の産業競争力や国際社会の平和及び安全に重大な影響を及ぼす技術情報が含まれることを教員・職員のみならずそれらに触れる学生にも認識させるとともに、その提供を適切に管理する体制を構築し効果的に運用することを求める。特に、公開を前提としない研究活動の成果については、上述のように、その「出口管理」を徹底することが重要である。

その際、こうした研究成果に触れる外国人研究者・留学生のスクリーニングは、前述の受入の際のスクリーニングと整合性の取れた基準に基づいて実施されるべき³であり、この意味でも研究者・留学生の入国におけるスクリーニングの基準の共有は重要な意味を持つ。さらには、出口管理の実際を踏まえてスクリーニングの基準を継続的に改善するよう、大学関係者も努めていく必要がある。

(3) 先進事例の共有化

国立大学の中には、安全保障貿易管理に対して積極的に取り組んでいるところもあることから、そうした先進的な大学の事例（マニュアル、管理体制等）を共有の情報とすることで、本件の趣旨を広く普及することも有効であると考えられる。

¹ 米国でも同様に基礎科学分野の研究活動に伴う情報の提供は安全保障貿易管理の規制対象から除外されているが、米国における基礎科学分野の定義は、ホワイトハウス政令 189（1985年9月21日）によると、

'Fundamental research' means basic and applied research in science and engineering, the results of which ordinarily are published and shared broadly within the scientific community, as distinguished from proprietary research and from industrial development, design, production, and product utilization, the results of which ordinarily are restricted for proprietary or national security reasons.

(和訳：基礎研究とは、その結果が公開され、研究者コミュニティ内で共有されることを通常とする科学技術に関する基盤的・応用的研究を意味し、その結果の公開が、知財としてあるいは国防上の理由から制限されることを通常とする知財研究、あるいは企業における開発・設計・生産・運用と区別される。) であり、通常大学等で行われる研究は、たとえ工学分野であっても基礎科学分野の研究活動と明確に定義されている。さらに言えば、米国では一般的な国防総省 (DoD) からの研究経費による研究活動についても、助成区分が基礎研究 (カテゴリー6.1)、先導的開発 (カテゴリー6.2) については基礎研究として規制対象としないとの指針を表明している (2008年6月26日)。こうした基礎科学分野の研究活動の明確な定義があつてこそ、米国の大学では外国からの研究者・留学生に対して安心して研究教育活動を実施できている。

² ワッセナー・アレンジメントの基礎科学研究に関する提言：(財) 安全保障貿易情報センター輸出管理のあり方専門委員会総合分科会、平成20年2月15日

³ 米国では、機微な情報の持ち出し (教育：いわゆる見なし輸出を含む) については、懸念のある国の研究者・留学生のスクリーニングが求められている。これに対して AAU (米国大学協会) では、スクリーニングは査証発給システムにおいて行われるべきであり、もし出口管理を大学に求めるのであれば Visa Mantis Program の趣旨と整合性の取れた明確な基準を提示すべきと商務省宛に提言している。

写

別添4

国大協企画第 68号
平成22年6月30日

文部科学大臣
川 端 達 夫 殿

社団法人 国立大学協会
会長 濱 田 純 一

平成23年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）

要望事項

教育力・研究力の強化と教育機会均等の確保

- 運営費交付金の拡充
- 教育費負担の軽減（授業料等標準額の減額及び減免措置の拡大等）
- 国立大学附属病院の経営に対する財政的支援の拡充
- 教育研究の基盤となる施設・設備の整備
- 科学研究費補助金の拡充（予算の拡充、間接経費の措置）
- 国際的に開かれた大学づくりに資する予算の拡充

平成23年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）

現在我が国は、極めて深刻な社会経済状況下に置かれています。このようなときに当たり、「**国家百年の大計**」の根幹をなす教育、特に高等教育・研究の果たす役割の重要性は言を待ちません。

本協会は、我が国が、この経済危機を克服し、国民の不安を払拭して持続的な発展を図るためには、従来から国立大学が果たしてきた、我が国の**知の創造拠点・高度人材育成拠点**としての役割（国際競争力の源としてのナショナルセンター機能と、地域社会・経済を支えるリージョナルセンター機能）を更に強化・充実することが不可欠であると考えています。

しかるに、国立大学の基盤を支える運営費交付金は、法人化後6年間で**830億円（率にして6.7%）もの削減**が行われました。国立大学の教育研究活動を支える施設・設備についても、**老朽・狭隘化**が著しく進んでいます。とりわけ、施設整備費補助金の当初予算は、近年、毎年度減少しており、補正予算において緊急を要する整備に対応してきているものの、計画的かつ十分な施設整備を行うことができていません。

各法人ではそれぞれ懸命の努力により対応しているものの、このままでは、遠からず教育の質を保つことは難しくなり、**学問分野を問わず、基礎研究や萌芽的な研究の芽を潰す**だけでなく、**地域医療の最後の砦としての機能や一部国立大学の経営が破綻する**など、我が国の高等教育・研究の基盤が根底から崩壊し、回復不可能な事態に立ち至ることが危惧されます。

また、近時、**大学への進学や修学に向けた学生・保護者の不安は深刻の度を増**してきています。国際比較の観点からも、日本の学生に対する経済的支援は極めて貧弱であり、逆に**家計による負担は重く**、教育の機会均等は大きく脅かされています。

資源の少ない我が国にとって、優れた高等教育を受けた将来を担う人材は、国力の源泉です。OECD 諸国をはじめ諸外国が大学等に重点投資を行い、優秀な人材を惹きつけ、育成しようとしている中で、ひとり**我が国だけが投資の削減を続けていては、国際的な競争に打ち勝つことは困難**であるのみならず、将来にわたって日本の国力が衰微していく懸念を強く持つところです。現在でも**大学等への公財政支出が対GDP比でOECD加盟国中最下位**であることは、周知の事実です。

つきましては、運営費交付金の拡充や教育費負担の軽減など、別紙の事項について、要望いたします。

貴職におかれましては、平成23年度の予算編成に向けて、国立大学関係予算の確保・充実について、ご理解をいただき、格段のご尽力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

要望事項の要点

教育力・研究力の強化と教育機会均等の確保

○ 運営費交付金の拡充

我が国の発展の基礎を支える国立大学法人の教育・研究活動が安定的・持続的に推進できるよう、**基盤的経費である運営費交付金を拡充**する。

骨太の方針2006による運営費交付金の対前年度比「1%削減方針」は撤廃されたものの、第2期の初年度である平成22年度予算においては、一般運営費交付金について「臨時的減額」として▲120億円（▲0.9%）が削減されている。この臨時的減額による削減が、仮に、第2期中の6年間継続した場合は、第1期の期間中に削減された▲720億円と同額の▲720億円となり、第1期中に相当の無駄を省き、効率化を図ってきた大学の教育・研究の基盤に極めて深刻な影響を与えるものである。

今後の予算編成においては、**臨時的減額を行わず、運営費交付金を法人化前の水準に戻す**とともに、国からの財政的支援を早急に**OECD諸国並みに拡充**することが必要である。

（高等教育機関への公財政投資のGDP比：OECD平均1%、日本0.5%）

なお、臨時的減額の際に設定した削減率（1%～1.8%）は、86法人中30法人において、第1期における効率化係数による削減率（1%）を実質的に上回っており、第2期における交付金の配分ルール決定に当たり、大学改革を推進するため、中期計画予算を見積る上で使用した「大学改革改善促進係数」が、仮に維持されることになっても、その率（1%～1.8%）については抜本的に見直す必要がある。

さらに、国立大学の教育力・研究力の維持向上を阻害し、用途を特定しない運営費交付金制度と矛盾する**人件費削減政策**（平成18年度から**毎年1%削減**）は早急に撤廃すべきである。

○ 教育費負担の軽減（授業料等標準額の減額及び減免措置の拡大等）

学生の経済状況、居住する地域や学問分野を問わず、教育の機会均等を確保し、すべての意志ある人が高等教育を受けられる仕組みのなかで、国立大学がその役割を果たすため、高等教育の実質無償化を推進し、早急に公財政支出を拡充する。

- (1) 昨今の経済危機のなかで、教育の機会均等を確保するため、**授業料等標準額の減額及び減免措置の拡大、給付型の奨学金制度の拡充**に必要な予算措置を行う。
- (2) 大学院生への経済的支援の充実のため、ティーチングアシスタント（**TA**）、リサーチアシスタント（**RA**）などの**雇用に係る財政的支援等の措置を充実する**。

○ 国立大学附属病院の経営に対する財政的支援の拡充

国立大学附属病院に関しては、医師等の人材育成、地域医療の中核病院、地域医療体制の確立、高度先進医療の提供、また、これらを支える臨床研究など、国立大学附属病院特有の役割を果たすために必要な財政的支援を行う。

- (1) 地域医療の最後の砦としての機能を果たすため、**地域医療拠点体制等充実支援経費**を継続し、更に充実する。
- (2) 小児科、産科等地域医療のニーズが高く、かつ**採算性が低い診療部門**（標記に加えて、周産期医療、救急医療、高度医療等）への**支援**を引き続き行う。
- (3) 附属病院施設の再開発整備等に対し、**施設整備費補助金の割合（現行10%）を拡充する**。
- (4) 国立高等専門医療センターと同様に、国立大学附属病院の**長期借入金**の**軽減措置**を行う。
- (5) 附属病院の使命である教育・研究・高度医療・地域医療への貢献を十全に行い、医学研究の国際競争力、地域医療の再生を図るためには、附属病院の整備に対する**国立大学財務・経営センターの低利・長期の貸付**が必要不可欠である。

○ 教育・研究環境整備予算の確保

国立大学の教育・研究環境の整備については、基盤となる研究施設・設備の整備・充実や耐震化等、**老朽化した教育研究施設、陳腐化した教育研究用設備、診療用設備の改善**に必要な財政措置を講ずる。

このため、次期の「国立大学等施設緊急整備5か年計画」の初年度にあたり、充実した整備計画を策定するとともに、計画の達成に向け必要な予算を確保する。

また、国立大学法人の施設整備費の不足により、国立大学施設の老朽・狭隘化が進み、教育研究の質にも影響を及ぼしつつある現状で、施設の改修・修繕等に必要な安定した財源を確保するため、**財務・経営センターの施設費交付事業**は必要不可欠である。

平成22年度予算：施設整備費の所要額の半分以下の措置に留まっている

年間所要額 2,200億円（文部科学省試算額）

予 算 額	907億円	内訳：施設整備費補助金	463億円
		財務・経営センター交付金	56億円
		附属病院長期借入金	388億円

○ 科学研究費補助金の拡充（予算の充実、間接経費の措置）

大学の教育力・研究力を強化し、科学技術の力で世界をリードするため、大学等で行われる学術研究を支える**科学研究費補助金を拡充**し、採択率の向上、配分額の充実を図る。

また、研究環境の向上、適正な資金管理等に寄与する**間接経費30%措置**の早期実現に必要な予算を確保する。

○ 国際的に開かれた大学づくりに資する予算の拡充

グローバル化する知識基盤社会、生涯学習社会の中で、喫緊の課題である我が国の大学の国際的な通用性・共通性の向上や国際競争力の強化の推進、大学のグローバル戦略展開を図る「留学生30万人計画」の実現に資するため、**大学の国際化や留学生の受入環境の整備、日本人学生の海外派遣の促進**など関係の予算の拡充を行う。

国大協企画第 64 号
平成 22 年 6 月 30 日

文部科学大臣
川 端 達 夫 殿

社団法人 国立大学協会
会長 濱 田 純 一

国立大学財務・経営センター事業の廃止は、国立大学法人の
運営に甚大な影響。格別のご配慮を。

I 施設費貸付事業

- (1) 我が国の医療の崩壊懸念
- (2) 新たな業務のコスト増
- (3) 債務負担の軽減

II 施設費交付事業

- (1) 国立大学法人の施設整備費の一翼
- (2) 法人化の制度設計の一部
- (3) 土地処分のインセンティブが失われる
- (4) 代替地を獲得することが困難になり、教育研究機能が損なわれる

その他

- 調査研究や経営相談事業は各法人の経営戦略の貴重な情報源

平成22年6月3日
国立大学協会

国立大学財務・経営センター事業の廃止は、国立大学法人の
運営に甚大な影響。格別のご配慮を。

先般実施された行政刷新会議の事業仕分けにおいて、国立大学財務・経営センターの事業がいずれも「廃止」との判定を受けたことについて、国立大学協会としては、極めて深刻に受け止めております。そこで、当協会経営支援委員会において、当該事業が廃止になった場合に国立大学法人として懸念される事項について、下記のとおり取りまとめました。

つきましては、下記に示します国立大学の教育・研究・診療を支える国立大学財務・経営センターの事業（機能）の継続について、格別のご配慮をお願い申し上げます。

記

I 施設費貸付事業

国立大学附属病院の使命である教育・研究・高度医療・地域医療への貢献、なかんずく日本全体の地域医療を中心として担ってきたことは紛れもない事実であり、今後、医学研究の国際競争力、地域医療の再生を図るためには、「調査研究」と附属病院の「経営の分析・助言」に基づいた、低利・長期の附属病院施設の整備に対する貸付が必要不可欠である。

(1) 我が国の医療の崩壊懸念

貸付事業を廃止し、各法人が民間金融機関等から個別に借入を行う制度にすると、法人の規模・資産等により調達力に差が生じ、国立大学法人によっては、低利・長期の施設費の借入が困難になり、附属病院に期待されている使命を果たすことができなくなり、我が国の医療の崩壊に繋がる恐れがある。

(2) 新たな業務のコスト増

各法人が財政融資資金から借り入れる場合であっても、個々の法人毎に借入のための業務や債券発行などの新たな業務の発生によるコスト増が生じることなどを考えると、財務・経営センターが一括して借入れ、各法人に貸付ける現行の仕組みの方が、全体的に見て効率的であると思われる。

(3) 債務負担の軽減

厚労省のNC（ナショナル・センター）は独法化に際して、借入金債務の一部を承継していない。一方、国立大学は法人化に際して、債務の全部（約1兆円）を財務・経営センターが承継し、国立大学法人が実質的に負担している。

国立大学附属病院は、債務の償還によって疲弊していることが問題であり、診療負担の増加、論文数の減少、不十分な設備投資などの悪影響が出ていることから、国において債務負担の軽減策を講じていただきたい。

II 施設費交付事業

国立大学法人の施設整備費の不足により、国立大学施設の老朽・狭隘化が進み、教育研究の質にも影響を及ぼしつつある現状で、施設の改修・修繕に必要な安定した財源を確保するため、交付事業は必要不可欠である。大学の持つ資産を大学の充実に使えないようにしたのでは、欧米のみならず、アジアの大学に比しても見劣りのする国立大学の施設がますます劣化することになる。

(1) 国立大学法人の施設整備費の一翼

国立大学法人の施設整備費は、年間2,200億円必要との試算（文部科学省）があるが、平成22年度予算においては、文科省の施設整備費補助金463億円、財務・経営センターの交付金56億円、附属病院の長期借入金388億円の合計907億円にとどまっており、所要額の半分以下しか措置されていない。このような現状にある中で、国の厳しい財政状況の下、年々補助金が減額されており、さらに安定的な財源であったセンターの交付金までもが廃止されることは、国立大学法人にとって到底耐えられないことである。

(2) 法人化の制度設計の一部

施設費交付事業は、国立大学の法人化の検討の際に、各法人が土地を処分した収入の半分をセンターに納付させ、それをプールして全法人の施設改修費等として有効利用し、併せて法人間の資産の再配分機能を果たす仕組みとして、法人化の制度設計の一つの要素として取り込まれたものであり、法人化後の国立大学に対する財政支援の重要な制度の一つとしてビルトインされたものであるから、国の厳しい財政状況の下、一般財源による予算措置が期待できない現状においては、交付事業を廃止することは容認できるものではない。

(3) 土地処分のインセンティブが失われる

国立大学法人では、その土地処分収入の1/2を当該法人で使用し、残りの1/2をセンターの交付事業の財源として全国の国立大学法人の施設改修等に供してい

るが、この制度がなくなり、すべての収入が一般会計の収入となってしまえば、土地処分のインセンティブが失われる。

(4) 代替地を獲得することが困難になり、教育研究機能が損なわれる

国立大学法人は、公共用の目的に供するため、地方公共団体等に協力して法人の所有する土地を処分せざるを得ない場合があるが、その場合、法人は、教育研究機能を維持するため、代替地を確保する必要がある。しかるに、処分収入の1/2を法人に留保する制度がなくなり、国の厳しい財政状況の下、代替地を購入するための予算措置も十全には行われないことになると、国立大学本来の教育研究機能を果たすことができなくなる。

その他

○ 調査研究や経営相談事業は各法人の経営戦略の貴重な情報源

調査研究事業によるすべての国立大学法人の財務・経営に関するデータの蓄積や分析、附属病院の財務・経営分析、先進的な改善事例の集積を踏まえた経営相談事業は、各法人の経営戦略の構築や経営改善の実施に当たり、他法人等のさまざまな情報を獲得する貴重な情報源となっている。これらの調査研究等を各法人で行うことや、コンサルタントの活用も各法人でばらばらに行うことは、国立大学法人全体として見た場合非効率的であると思われる。

上記のような機能を果たしてきた国立大学財務・経営センターの事業の見直しに当たっては、これら国立大学法人全体に対する支援機能が一層向上するように配慮して頂きたい、国立大学のイノベーション力、国際競争力、高度医療・地域医療の最後の砦機能の低下につながることはないよう、重ねてご配慮をお願い致します。

国大協企画第77号
平成22年6月30日

文部科学大臣
川 端 達 夫 殿

社団法人 国立大学協会
会長 濱 田 純 一

「理事」の人事交流に関する当面の手続きについて

先に文部科学省から検討の依頼があったこのことについて、当協会において別紙のとおり取りまとめましたので報告いたします。

おって、別紙報告のうち、国立大学協会と文部科学省との間において、合意の上で実施していく必要がある事項については、文書により双方で了解しておく必要があると考えますので、よろしくお取り計らい願います。

「理事」の人事交流に関する当面の手続きについて（報告）

平成22年6月28日
国立大学協会

国立大学法人は、幹部人事の必要が生じた場合、各学長が、自らの人事戦略に基づき、例えば、内部からの登用、他法人との人事交流、文部科学省との人事交流、政府各省庁・地方自治体・私立大学・民間企業等からの採用や人事交流など、多様な選択肢の中から、自主的・自律的な判断により、必要な人事を行うこととしている（平成21年6月15日、国立大学協会申合せ「国立大学法人の幹部職員の人事交流について」（以下「申合せ」という。）参照）。

その際の手続きは、各法人の裁量によるところであるが、このうち、文部科学省職員（文部科学省を経験し国立大学法人等の幹部職員となった者を含む。）に関係する人事については、特に、透明性、公正性等を確保する必要があることから、本年1月、文部科学省から当協会宛に検討の要請があったところである。

このため、経営支援委員会、同委員会人事・労務小委員会及び理事会において検討を行ってきたところ、国立大学法人と文部科学省との間で理事の人事交流を行う必要が生じた場合の調整の手続きについては、当面、下記の手続きによることが適当であると考える。

記

I 理事候補者の推薦依頼について

- 国立大学法人は、理事について人事の必要が生じ、候補者として文部科学省職員（文部科学省を経験し国立大学法人等の幹部職員となった者を含む。）の推薦を依頼する場合には、学長から国立大学協会会長（以下「会長」という。）宛てに文書を提出する。
- 会長は、学長から提出のあった推薦依頼に関する文書を、国立大学協会に設置する適格性審査会（以下「審査会」という。）へ提供する。
- 審査会は、会長から提供のあった文書を基に、推薦依頼のあった法人名及び担当職務等を整理した一覧表を作成して会長へ提出し、会長は、文部科学省へ提供する。

II 理事候補者の推薦について

- 国立大学法人は、当該法人に国立大学法人（当該法人を含む。）の理事となり得る候補者（文部科学省を経験し幹部職員となった者に限る。）がいる場合には、学長から会長宛てに文書により推薦する。
- 文部科学省は、Iに関連して国立大学法人の理事となり得る候補者がいる場合には、会長宛てに文書により推薦する。

III 審査から採用予定者決定までの手順について

- 審査会は、国立大学長経験者、国立大学法人理事経験退職者、国立大学協会関係者それぞれ若干名で構成する。必要に応じ、外部有識者を加えることができることとする。
- 会長は、必要書類を付して、国立大学法人の理事候補者の適格性の審査等について、審査会に諮問する。
- 審査会は、国立大学法人及び文部科学省から推薦のあった理事候補者について、その能力・経験・実績等を審査の上、適格性があると判断した者について理事候補者名簿を作成し、会長へ答申する。
- 会長は、理事候補者名簿を文部科学省へ提供する。
- 文部科学省は、理事候補者推薦の依頼のあった国立大学法人に対して、大学の特徴、法人の求める職務分野、本人の希望勤務地等を勘案し、理事候補者名簿の中から、法人の求めに応じて1名以上の理事候補者を推薦するものとする。その際、理事候補者の能力・経験・実績等が分かる資料を添付する。
- 理事候補者の推薦を受けた国立大学法人は、文部科学省と調整し、理事の採用予定者を決定する。

IV その他

- この手続きは、平成23年4月1日以降の人事から適用することが適当である。
- 各国立大学法人が、効率的で強力な事務体制を構築するためには、専門的能力や幅広い識見を有するなどそれぞれの人事戦略にあった能力をもつ職員の確保が不可欠である（申合せ参考資料参照）。このため、各国立大学法人が、内部からの登用、文部科学省以外の機関との人事交流、スタッフディベロップメントによる能力の向上など職員の育成のためのシステムを構築し実施するため、国立大学協会及び文部科学省は所要の協力を行うことが求められる。

<様式>

文部科学省大臣官房政策課 税制改正要望担当 宛

平成23年度税制改正に関する要望

要望者名 (団体の場合は部署名及び担当者名も記入のこと。)	社団法人 国立大学協会 会長 濱田 純一 (国立大学協会 企画部 伊東・高橋)
住所 (団体の場合は所在地)	東京都千代田区一ツ橋2-1-2 学術総合センター4階
電話番号	03-4212-3514
FAX 番号	03-4212-3519
電子メールアドレス	kikaku@janu.jp

<要望フォーマット>

要望者名	社団法人 国立大学協会
要望名	年末調整における所得控除手続きの改善
【要望の内容】	
イ 種別	1. 新しい税制措置に係るもの ○2. 既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ロ 税目	○1. 国税(税目:所得税) 2. 地方税(税目:)
ハ 要望の詳細	源泉徴収義務者が行う年末調整において、寄附金の所得控除を可能とすること。これにより、手続きの簡素化を図る。
ニ 措置を必要とする期間	恒久的措置
ホ 理由(必要性・妥当性)	<p>教育研究活動等の充実のため、寄附金収入等の多様な財源の確保を図ることにより、財政基盤を強化することが喫緊の課題となっている。このことから、個人からの寄附を促進するための寄附税制を拡充する必要がある。</p> <p>現在、給与所得者が寄附をして所得控除を受ける場合には、確定申告しなければならないため、手続きの煩雑さなども加わって、結果寄附するという習慣が普及しない一因となっている。</p> <p>このようなことから、年末調整において寄附金の所得控除を可能にすることにより、給与所得者等個人寄附者の利便性の拡大を図るとともに、寄附者の税務上の負担軽減を図ることにより、少額寄附者を着実に拡大し、我が国の寄附文化の醸成に寄与する。</p>
ヘ 期待される効果	<p>税務署への確定申告が不要となり、手続きが簡素化されることから、大学の教職員等給与所得者からの寄附の増加が期待できる。諸外国のように寄附文化が根付いていない我が国では、寄附税制に係る手続きの簡素化を通じて寄附意思を有する潜在的寄附者の増加が期待できる。</p>
ト その他参考となる事項 (可能であれば見合い増税案)	手続きの簡素化を図る要望

注意:この要望フォーマットの記載内容は、必要に応じ公表される可能性がありますので予め御了解下さい。

<要望フォーマット>

要望者名	社団法人 国立大学協会
要望名	所得控除・税額控除選択制度
【要望の内容】	
イ 種別	○1. 新しい税制措置に係るもの 2. 既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ロ 税目	○1. 国税(税目:所得税) 2. 地方税(税目:)
ハ 要望の詳細	税額控除の選択制が導入される場合には、国立大学法人についても適用できるように求めるもの
ニ 措置を必要とする期間	恒久的措置
ホ 理由(必要性・妥当性)	個人が寄附する際に、所得控除と税額控除の選択が可能となること によって、寄附し易い環境となり、寄附意思を有する潜在的寄附者の増加が期待できる。
ヘ 期待される効果	
ト その他参考となる事項 (可能であれば見合い増税案)	制度導入の際、適用可能とする要望のため、増税案なし。

注意:この要望フォーマットの記載内容は、必要に応じ公表される可能性がありますので予め御了解下さい。

平成22年7月14日
社団法人国立大学協会
日本私立大学団体連合会

「新成長戦略」の原動力は「強い大学」

「国立大学法人運営費交付金」及び「私立大学等経常費補助」は、平成23年度概算要求枠での削減対象から除外すること!!

大学予算の一律削減は、人材養成・学術研究の中心として、成長の原動力をなす我が国の知的基盤（大学）を破壊し、国家の危機を招来する!!

菅内閣の下で策定された「財政運営戦略」と「新成長戦略」が目指す「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」は、我が国が置かれている経済・財政の危機的状況に照らし、当然実現されるべきものです。同時に、「新成長戦略」は、「強い人材」の育成が、成長の原動力として未来への投資であることを踏まえ、教育力や研究開発力を世界最高水準にするための効果的な公的投資を拡充する旨、明記しています。

現在の厳しい財政状況について、大学関係においても認識しているところです。大学は、これまで人件費削減をはじめ、ぎりぎりの努力をしておりますが、これ以上の削減は限界であります。

大学は、「持続可能な成長を担う若年層や知的創造性(知恵)(ソフトパワー)の育成」（「新成長戦略」より）の欠くべからざる土台であり、我が国全体に係わる新しい未来を切り拓く存在でなければなりません。「強い大学」の実現を目指し、大学の教育研究環境の整備や学生への経済的支援の充実を図ることが、日本の輝かしい未来を切り拓くものと確信します。

一方、「財政運営戦略」（6月22日閣議決定）の「中期財政フレーム」によれば、平成23年度からの3年間は「基礎的財政収支対象経費」について前年度を上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとされています。これを受けて、仮に、巷間1兆円以上とも言われる社会保障関係経費の伸びを勘案すれば、いわゆる「政策的経費」は年率8%の減となります。教員等の人件費を含む大学運営の基盤的経費である国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助もその対象とされれば、削減額は、単年度だけでも1, 185億円（国立927億円、私立258億円）という、すさまじい削減を求められることが予想されます。

我が国の高等教育への公財政支出は既にOECD諸国の最下位という状況です。その上、このような更なる過酷な削減を行うことは、我が国の成長の原動力である大学の存立を危うくするものであり、天然資源に乏しく、科学・技術と人材に頼るしかない我が国においては、まさに国の将来を危うくする致命的な施策となります。

については、平成23年度概算要求枠において、「国立大学法人運営費交付金」及び「私立大学等経常費補助」については、削減の対象外とし、「新成長戦略」に基づき、長期的な観点から予算配分が行われることや、高等教育への公的資金の投入について国民の皆様のご理解ご支援をいただき、来年度概算要求にあたっても高等教育予算確保について強く要望します。

写

別添9

国大協企画第92号
平成22年7月16日

文部科学大臣
川端 達夫 殿

社団法人 国立大学協会
会長 濱田 純一

平成23年度概算要求基準について

国立大学法人運営費交付金は、平成23年度概算要求基準（シーリング）での削減の対象としないこと!!

運営費交付金を一律的な削減の対象にすることは、我が国の知的基盤を壊滅的に破壊し、将来の人材を養う教育力を急激に低下させるだけでなく、科学・技術の進歩を致命的に阻害する!!

「新成長戦略」の下で、教育力や研究開発力向上のための公的投資の拡充を!!

国立大学法人運営費交付金は、平成23年度概算要求基準（シーリング）での削減の対象としないこと!!

運営費交付金を一律的な削減の対象にすることは、我が国の知的基盤を壊滅的に破壊し、将来の人材を養う教育力を急激に低下させるだけでなく、科学・技術の進歩を致命的に阻害する!!

「新成長戦略」の下で、教育力や研究開発力向上のための公的投資の拡充を!!

菅内閣の下で策定された「財政運営戦略」と「新成長戦略」が目指す「強い経済」と「強い財政」は、我が国が置かれている経済・財政の危機的状況に照らし、当然実現されるべきものです。同時に、「新成長戦略」は、「強い人材」の育成が、成長の原動力として未来への投資であることを踏まえ、教育力や研究開発力を世界最高水準にするための効果的な公的投資を拡充する旨、明記しています。

国立大学は、「持続可能な成長を担う若年層や知的創造性(知恵)(ソフトパワー)の育成」（「新成長戦略」より）の欠くべからざる土台であり、我が国全体に係わる新しい未来を切り開く存在でなければなりません。「強い大学」の実現を目指し、国立大学の教育研究環境の整備や教育改革、学生の経済的支援の充実を図ることが、日本の確かな未来を切り開くものと確信します。

一方、「財政運営戦略」の「中期財政フレーム」によれば、平成23年度からの3年間は「基礎的財政収支対象経費」について前年度を上回らないこととされ、巷間1兆円以上とも言われる社会保障関係経費の伸びを勘案すれば、いわゆる「政策的経費」は年率8%の減となります。大学の人件費を含む国立大学法人運営費交付金もその対象とされ、削減額は、単年度だけでも927億円（3年間の総額で約2,800億円）と、平成16年度から22年度の6年間の減額の総合計（830億円）を上回る、すさまじい削減を求められることが予想されます。

この金額の予算削減は、大規模大学の存立基盤を揺るがすのみならず、中・小規模国立大学の運営が立ち行かなくなる規模の減額となります。

我が国の高等教育への公財政支出は既に OECD 諸国の最下位という状況です。その上、このような更なる過酷な削減を行うことは、天然資源に乏しく、科学・技術と人材に頼るしか術のない我が国においては、まさに 国益に係わる致命的な施策となります。

については、平成23年度概算要求における「国立大学法人運営費交付金」については、削減の対象とせず、「新成長戦略」に基づき、長期的な観点から予算配分が行われるよう強く要望します。

平成22年8月2日

文部科学大臣
川 端 達 夫 殿

社団法人 国立大学協会
会 長 濱 田 純 一

平成23年度国立大学関係予算の確保・充実について（緊急要望）

平素から国立大学に対するご理解、ご支援を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、平成22年7月27日に閣議決定された「平成23年度予算の概算要求組替え基準について」において、国立大学法人運営費交付金や科学研究費補助金を含む文教・科学振興費が、前年度当初予算に比して総額10%削減の対象経費とされたことは、誠に憂慮に堪えません。

このような大幅な予算の削減が、平成23年度から3年間にわたり、国立大学法人運営費交付金等に適用された場合には、人と知の拠点である国立大学等の教育力・研究力は致命的な打撃を受け、資源の乏しい我が国が持続的に成長、発展していくための原動力が損なわれます。大規模大学は、その教育研究体制を大幅に縮減せざるを得ず、中・小規模の国立大学においてはその存立すら危うくなります。

諸外国が国家戦略として高等教育、科学・技術予算の充実を図っている中で、我が国においては、特に国立大学法人運営費交付金について、平成16年度から22年度の6年間で既に830億円（▲6.7%）もの削減が行われています。各法人は懸命の経営努力を重ねているものの、その努力も限界を超え、退職教員の補充ができない、若手教員が雇用できない、教員の負担過重のため教育研究に充てる時間が減少し、論文数も急速に減少している、など、大学本来の使命である教育研究そのものに対する悪影響が顕在化しつつあります。

これに加えて、今後 3 年間、我が国の知的基盤を支える土台を根底から崩壊させることにつながるすさまじいばかりの予算削減が実施されることになれば、文部科学大臣から示された中期目標を達成することが困難になるだけでなく、我が国の教育研究と人材育成機能を崩壊させ、国の未来を閉ざすことにもつながります。

国立大学の存立基盤の急激かつ回復不可能な劣化をもたらす機械的な予算の大幅な削減は、我が国の国際社会における位置を急速に低下させる、極めて危険な、国益に係わる致命的な施策であると言わざるを得ません。

貴職におかれましては、我が国の人材の育成と学術・文化の振興のための国家戦略を推進する責任者として、かかる事情については既にご承知のところではありますが、私どもの心情をご賢察頂き、今後の概算要求案の策定に当たり、大学運営の基盤的経費である**国立大学法人運営費交付金の拡充**、教育機会均等の確保のための**教育費負担の軽減**、地域医療の最後の砦である**国立大学附属病院に対する支援の充実**、教育研究の基盤となる**施設・設備の整備**、基礎研究や萌芽的研究を支える**科学研究費補助金の拡充**など、国立大学関係予算の確保充実について、格別のご理解とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

写

別添11

平成22年11月 4日

衆議院議員
玄 葉 光 一 郎 先生

社団法人 国立大学協会
会長 濱 田 純 一

国立大学協会総会決議について

晩秋の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は国立大学の発展のため、格別の御協力を賜り、誠にありがとうございます。
います。

平成23年度予算編成に当たり、「元気な日本」復活の土台であり、未来への先行投資でもある高等教育・研究、科学・技術への財政支援の拡充を国家戦略として具現化するため、別紙の通り決議いたしましたので、御理解・御支援の程よろしくお願い申し上げます。

決 議

「強い人材、強い大学、元気な日本」

平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」は、『「強い人材」の実現が、成長の原動力として未来への投資であることを踏まえ、教育力や研究開発力に関し世界最高水準を目指し、効果的な施策に対する公的投資を拡充する。』と明記している。

国立大学は、新成長戦略にも掲げられている『持続可能な成長を担う若年層や知的創造性（知恵）（ソフトパワー）の育成』の欠くべからざる土台である。そして引き続き「強い人材、強い大学」の実現を目指し、我が国の知の創造拠点・高度人材育成拠点として、日本の確かな未来を切り拓いていく決意である。

今年も二名の日本人研究者がノーベル賞を受賞されたことは誠に喜ばしい限りであるが、一方で、独創的で地道な研究を支える国立大学の基盤的経費の削減が今後とも継続されるならば、我が国の高等教育・研究の基盤は根底から崩壊し、回復不可能な事態に立ち至るであろう。諸外国が大学等に重点投資を行い国の発展を図っている中で、我が国の国際的な競争力を失わせ、国力を衰微させていくものと強く懸念される。

以上の決意と認識をもって、我々は、平成23年度予算編成に当たり、「元気な日本」復活の土台であり、未来への先行投資でもある高等教育・研究、科学・技術への財政支援の拡充を国家戦略として具現化するため、下記事項の実現を図るよう、強く要望する。

- 国立大学法人運営費交付金の拡充（一般運営費交付金の充実を含む）
- 教育費負担の軽減（授業料減免措置の拡大、奨学金の充実）
- 国立大学附属病院の経営に対する財政的支援の拡充
- 教育研究の基盤となる施設・設備の整備
- 科学研究費補助金の拡充（「基金」化を含む）
- 教育研究水準の向上に向けた改革と国際的に開かれた大学づくりに資する予算の拡充

平成22年11月1日

国立大学協会総会

平成22年11月10日

(社) 日本貿易会会長
槍田 松瑩 殿

社団法人国立大学協会
教育・研究委員会
委員長 濱口 道成

日本貿易会表明「新卒者の採用活動の見直しについて」を受けて

平成22年10月6日付けで貴日本貿易会が表明された「新卒者の採用活動の見直しについて」は、改善が強く求められている就職活動の早期化・長期化の克服に向けたご決断であり、心から歓迎いたします。

国立大学は今後も、優れた教育研究の推進を通じて、我が国の将来を担う人材の育成に努力してまいります。この努力が報われるためには、貴貿易会に所属される商社業界だけでなく、他の団体や業種においても就職活動の早期化・長期化の改善に向けた取組が必須不可欠であります。

今後も力強いご支援をいただきますよう、お願い申し上げます。

平成22年11月12日

日本就職情報出版懇話会 御中

社団法人国立大学協会
教育・研究委員会
委員長 濱口 道成日本就職情報出版懇話会報告「大学生・大学院生の就職/
採用活動の今日的課題に対する取り組み」を受けて

平成22年10月25日付けで貴日本就職情報出版懇話会が表明された「大学生・大学院生の就職／採用活動の今日的課題に対する取り組み」は、WEBサイトの掲載企業の採用情報公開と採用選考のためのエントリー開始時期を1か月後ろ倒しの11月1日とするなど就職活動の早期化・長期化の改善に向けた着実な一歩であり、心から歓迎いたします。

就職情報会社のサイトにエントリーし、それと同時に各企業の説明会が開催される現在の状況は、学生にとって実質的な就職活動の開始となっています。その早期化が学業に支障をきたす結果となっていることに鑑み、国立大学協会は従前から採用選考活動を卒業・修了年次の当初以降とすることを求めているところです。

国立大学は今後も、優れた教育研究の推進を通じて、我が国の将来を担う人材の育成に努力してまいります。この努力が報われるために、貴懇話会をはじめとする関係業界の引き続きの改善努力に強く期待するところです。

国大協企画第158号
平成22年11月12日

中央教育審議会
キャリア教育・職業教育特別部会長
田村 哲夫 殿

社団法人国立大学協会
教育・研究委員会委員長
濱口 道成

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申素案）」に関する
意見提出について（回答）

平素より、大変お世話になり、ありがとうございます。
平成22年10月29日付けで依頼がありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答させていただきますので、よろしくお取りはからい願います。

中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申素案）」に関する意見

中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会における答申素案について、以下、特に「職業実践的な教育に特化した枠組み」について意見を申し上げます。

1 基本的な考え方について

大学等においても職業に必要な実践的な能力の育成を行っており、また、「社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制」についての制度整備も行っているところから、大学等における教育を学術研究を基盤とする教育とし、職業実践的な教育と二分することは適当ではない。大学で実施し、また強化しつつあるキャリア教育と「答申案」における職業実践的な教育との関連や役割分担を明確にする必要がある。

2 「新しい学校種」の必要性について

知的基盤社会を創造する中で、高度な研究に加え、豊かな教養と職業実践力のある人材の育成が求められているが、まさに、それにふさわしい機関として大学が存在していると考え。そして、社会的要請を考慮しつつキャリア教育の充実強化に努めている現状にある。

大学等において就業力の育成に向けた取組が行われている中で、大学等では担えない人材養成への需要が具体的にあるのか、また、需要がある場合にそれに対応するための制度として「新しい学校種」が必要なのか、新たな学校種は、新たな社会的格差を産む温床とならないかなど、慎重に議論される必要がある。

3 学校教育体系における位置付けについて

1) 学位、称号等

学術性が担保されない「新たな学校種」について、国際的通用性が必要とされる「学位」を付与することはできない。学位とは区別したかたちで「称号」を付与することは考えられる。諸外国の実状については、各国の学位制度に対する考え方や教育制度の沿革、文化的・社会的背景、生じている困難な状況等を十分に把握する必要がある。

2) 他の学校種との接続

既存の学校種の教育体系とは異なる体系に位置づけた場合、編入学等の接続について、例えば、新しい学校種から大学への編入学は、短大から大学への編入学と同様の取扱いにはできないなど、既存の学校種間とは異なる取扱いが必要となるが、それが整理されていることが必要である。

4 質の保証に関する既存の高等教育機関との整合性について

大学等は、教育研究の水準の維持・向上を図るとともに、継続的・安定的に教育を実施するために必要な仕組みとして、国が所轄庁であるほか、教職員の人員規模や必要な施設設備・校地面積の水準等を含む設置基準等の諸制度を定めている。新たな枠組みを高等教育として位置付ける場合には、それらとの整合性が図られ、質の保証に関して高等教育としての水準の維持・向上を図るための制度的な保障措置が必要である。

5 財政措置等に関する課題について

厳しい財政的制約がある中で、現実的な課題として学校経営や財政措置等についての十分な検討が必要である。仮に一条校とする場合、助成を出さないとする整理は合理性がないが、財政的制約がある中で、既存の学校への影響が極めて大きく、そうした影響等について十分に検証する必要がある。

最後に、産業構造が流動化し、混沌としている現代社会にあって、「職業実践的な教育に特化した枠組み」そのものが本来成立するのかどうか、慎重な議論を重ねられることを強く要請する。

国大協企画第162号

平成22年11月16日

文部科学省高等教育局
高等教育企画課長 義本博司 殿

社団法人国立大学協会
会長 濱田純一

独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う認証評価事業（大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価）の事業仕分け評価結果への対応等に係る意見提出について（回答）

平成22年11月11日付けで依頼のあった標記について、別添のとおり回答します。

平成22年11月16日
国立大学協会

大学評価・学位授与機構の「認証評価事業」の民間移行について

行政刷新会議の事業仕分けにおいて、大学評価・学位授与機構が行う認証評価事業については、「事業の実施は民間の判断に任せる」とされたことを受け、文部科学省は、「民間の認証評価機関のみで適切な評価の実施が確保されるための移行の考え方等を（平成22年の）年末までに整理」する方針であると承知している。

この方針に対する国立大学協会の見解は、下記のとおりである。

記

現在、大学の機関別認証評価を行う評価機関としては、大学評価・学位授与機構、大学基準協会、日本高等教育評価機構の3機関が文部科学大臣の認証を受けており、評価を受ける大学側は、それぞれの評価機関が持つ特色を勘案しながら、各大学の目的・特性に応じて3機関のうちから自大学に最も適した評価機関を選択できるようになっている。

こうした中で、大学評価・学位授与機構は、他の認証評価機関にない特色（シンポジウムの開催、充実した評価実施体制など）を有しており、従来、殆どの国立大学と約半数の公立大学（利用予定を含め120校程度の国公立大学）が大学評価・学位授与機構の認証評価を選択している。

我が国の認証評価は、平成16年の学校教育法の改正により採り入れられたもので、本格的に開始されてからまだ日も浅く、各認証評価機関も試行錯誤しながら改善を積み重ねている段階にあり、今後については、更に様々な評価機関の参加を得ることにより、制度の早急な発展が期待されている。

こうした状況下で、大学評価・学位授与機構が認証評価機関でなくなった場合、他の認証評価機関の業務の量的な負担が過大となり、我が国の大学評価の発展が阻害されることも危惧される。また、国立大学については、実質的に選択の余地がない状況に陥ることとなり、質保証の観点からも懸念がある。

大学評価・学位授与機構は、評価機関の国際的なネットワークの我が国における中核機関として、評価の国際的通用力の向上に向けて先導的な役割を果たしている。

大学評価・学位授与機構が認証評価機関でなくなった場合、国際的ネットワークの中で従来積み重ねてきた役割が断ち切れ、高等教育の質保証が国際的な共通関心事になっている今日、その分野で我が国が大きく後れを取ることにもなりかねない。

以上のことから、現状では、直ちに民間の認証評価機関だけですべての国公立大学の期待に応えることは到底困難であり、また、公平で国際通用性を有した適切な評価を維持継続するためにも、当分の間、大学評価・学位授与機構において引き続き認証評価を実施していくことが必要であると考える。

その上で、将来的には、国立大学協会を含む大学関係団体等が連携協力して、新たな認証評価機関を設立し、国際的な水準を踏まえた高等教育の質保証の活動の一環として、我が国の高等教育の質の向上に寄与していく必要があると考える。

なお、大学評価・学位授与機構については、国が設置した「大学評価」に関する中核機関であり、評価機関の国際的なネットワークの我が国の中核機関でもあることから、認証評価「事業」から撤退した場合であっても、認証評価に係る研究開発や、評価者の能力向上のための研修等の実施、国内外の評価機関間の連携センター的役割など、認証「評価」の分野において積極的な役割を果たすことが強く期待される。

「元気な日本復活特別枠」要望に関する
パブリックコメントへの対応について(会長声明)

平成22年11月16日(火)
社団法人国立大学協会
会長 濱田純一

1. 平成23年度予算編成に関し、過日行われた政策コンテスト「元気な日本復活特別枠要望」に関するパブリックコメントにおいては、国立大学運営費交付金や奨学金、科研費等大学関係施策への意見が文部科学省全体の約6割となっており、非常に多くの意見が寄せられている。

※パブリックコメント総件数	36万2千件
うち文部科学省関係	28万3千件(78.2%)
事業番号1904「総合的な学び支援」(奨学金、授業料減免等)	5万5千件(19.4%)
事業番号1905「強い人材育成」(運営費交付金等)	7万1千件(25.3%)
事業番号1906「若手人材育成」(科研費等)	3万9千件(13.9%)
上記3事業の計	16万6千件(58.6%)

2. 法人化以後、国立大学法人運営費交付金が830億円削減され、国立大学の運営や教育研究の安定的な遂行が困難な状況に陥っていることから、すべての国立大学で、直接的には、教職員や学生による学内集会の開催や街頭での署名活動など通じて、現下の厳しい高等教育予算の実情についての理解を求めたり、間接的には、オープンキャンパスや公開講座などを通じて大学の取組を紹介するなど、国立大学やそれを取り巻く現状について説明・紹介を積極的に行ってきた。

今回のパブリックコメントにおいては、こうした大学の取組も含め、学生をはじめ関係者のみならず多くの国民が高等教育の予算の行く末に危機感を覚え、その結果が件数に反映されたものと認識している。

3. 今回のパブリックコメントは、閣僚懇談会での内閣官房長官の発言のように、予算編成過程の透明化・見える化を進め、国民の声を予算編成に反映させる試みとして行われ、その結果を参考としつつ政策の優先順位付けを行うものと承知しており、従来の予算編成プロセスになかった新機軸として評価している。

4. 我々は、政府の予算決定過程に正式に位置付けられた本パブリックコメントへの、国立大学の現場からの切実な意見を、是非とも、国民の声を予算編成に反映させるとの所期の方針に従い、本特別枠要望に関する政策の「優先順位付けを行う際の基礎的資料」として十分に活用することを強く要望する。

あわせて、その際には、具体的にいかなる考え方や方法によって、当該資料として活用されるのかについても、内閣の掲げる予算編成過程の「透明化・見える化」の実現のために、国民目線で明確にされるよう要請する。

決 議

「強い人材、強い大学、元気な日本」

平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」は、『「強い人材」の実現が、成長の原動力として未来への投資であることを踏まえ、教育力や研究開発力に関し世界最高水準を目指し、効果的な施策に対する公的投資を拡充する。』と明記している。

国立大学は、新成長戦略にも掲げられている『持続可能な成長を担う若年層や知的創造性（知恵）（ソフトパワー）の育成』の欠くべからざる土台である。そして引き続き「強い人材、強い大学」の実現を目指し、我が国の知の創造拠点・高度人材育成拠点として、日本の確かな未来を切り拓いていく決意である。

今年も二名の日本人研究者がノーベル賞を受賞されたことは誠に喜ばしい限りであるが、一方で、独創的で地道な研究を支える国立大学の基盤的経費の削減が今後とも継続されるならば、我が国の高等教育・研究の基盤は根底から崩壊し、回復不可能な事態に立ち至るであろう。諸外国が大学等に重点投資を行い国の発展を図っている中で、我が国の国際的な競争力を失わせ、国力を衰微させていくものと強く懸念される。

以上の決意と認識をもって、我々は、平成23年度予算編成に当たり、「元気な日本」復活の土台であり、未来への先行投資でもある高等教育・研究、科学・技術への財政支援の拡充を国家戦略として具現化するため、下記事項の実現を図るよう、強く要望する。

- 国立大学法人運営費交付金の拡充（一般運営費交付金の充実を含む）
- 教育費負担の軽減（授業料減免措置の拡大、奨学金の充実）
- 国立大学附属病院の経営に対する財政的支援の拡充
- 教育研究の基盤となる施設・設備の整備
- 科学研究費補助金の拡充（「基金」化を含む）
- 教育研究水準の向上に向けた改革と国際的に開かれた大学づくりに資する予算の拡充

平成22年11月1日

国立大学協会総会

国大協企画第163号
平成22年11月18日

公明党 代表
山口 那津男 殿

社団法人 国立大学協会
会長 濱田 純一

平成23年度税制改正に関する要望について

晩秋の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は国立大学の発展のため、格別の御協力を賜り、誠にありがとうございます。

国立大学の教育・研究機能の一層の発展、充実のため、下記要望について、格段のご配慮を賜るようお願い申し上げます。

記

- 年末調整における所得控除手続きの改善

強い人材、強い大学、元気な日本

平成 23 年度予算に対する緊急声明

グローバル化時代に活躍する「強い人材」を育成するためには、十分な財政的投資により人材育成の中核拠点となる「強い大学」が不可欠であり、これなくして「元気な日本」の復活は成し得ない。

ついては、来年度予算編成では、人件費など大学運営の基盤的経費に係る要求額を措置した上で、政策コンテストのパブリックコメントを通じて得られた、大学予算関係に対する国民の声を最大限尊重し、「国民目線での予算編成」が行われるよう要望する。

要望事項

- 国立大学法人運営費交付金の拡充（一般運営費交付金の充実を含む）
- 教育費負担の軽減（授業料減免措置の拡大、奨学金の充実）
- 国立大学附属病院の経営に対する財政的支援の拡充
- 教育研究の基盤となる施設・設備の整備
- 科学研究費補助金の拡充（「基金」化を含む）
- 教育研究水準の向上に向けた改革と国際的に開かれた大学づくりに資する予算の拡充

平成 22 年 12 月 8 日

社団法人国立大学協会

平成 23 年度政府予算案の閣議決定を受けて(会長談話)

先ほど閣議決定された、平成 23 年度政府予算案のうち、科学研究費補助金については、菅総理の強力なリーダーシップのもと、総額 2,633 億円という大幅な増額と基金化による充実が図られたことに歓迎の意を表明する。

国立大学協会では、かねてより、大学の教育力・研究力を強化し、科学・技術の力で世界をリードするため、学術研究を支える科学研究費補助金の充実を求めてきたところである。

学術研究の振興は、知の創出や世界共通の課題解決、新たな産業の創出、そして安全で豊かな国民生活の実現の鍵となるものであり、これを契機に、我々は国民の科学技術振興に対する期待の大きさを自覚し、今後、国立大学における研究活動の推進に最大限の努力をしてまいりたい。

平成 22 年 12 月 24 日
国立大学協会会長
濱 田 純 一

平成 22 年 12 月 27 日
社団法人国立大学協会

平成 23 年度政府予算案について

本協会は、平成 23 年度政府予算案の編成に当たり、「元気な日本」復活の土台であり、未来への先行投資である高等教育・研究、科学・技術への財政支援の拡充を国家戦略として具現化して頂くよう、強く要望してまいりました。

先日（12 月 24 日）閣議決定された予算案においては、かかる要望や政策コンテストのパブリックコメントを通じて得られた国民の声を踏まえ、極めて厳しい財政事情の下で、大学、科学・技術関係予算について、元気な日本復活を見据えたご判断を頂いたことに対し、深甚なる敬意を表します。

資源の少ない我が国にとって、優れた高等教育を受けた将来を担う人材は、国力の源泉です。また、我が国が持続的に成長発展を遂げるためには、学問分野を問わず、基礎研究や萌芽的研究に対する支援を充実し、世界最先端の科学・技術の力で世界をリードする、「国民が誇りを持てる日本」を作り上げていくことが不可欠です。

国立大学は、我が国の知の創造拠点・高度人材育成の拠点としての役割（国際競争力の源としてのナショナルセンター機能と、地域社会・経済を支えるリージョナルセンター機能）を更に強化すべく、一層の努力を傾注する所存です。

政府におかれましては、大学等が国民から期待される役割・機能を十分に果たしていくために、我が国の将来を見据えた国家戦略として、中・長期的に大学の基盤を形成するために重要な国立大学法人運営費交付金等、大学、科学・技術関係予算に対する支援は、一律シーリングの対象から除外し、今後とも引き続き充実して頂くよう、本協会は大いに期待いたします。

平成 22 年 12 月 27 日

科学研究費補助金の充実について(声明)

社団法人国立大学協会
公立大学協会
日本私立大学団体連合会

去る 12 月 24 日に平成 23 年度予算の政府原案が閣議決定されました。同案において、総理の強力なリーダーシップの下、科学研究費補助金(科研費)の抜本的な充実が図られたことについて、深く敬意を表します。

科研費は、国公私立大学等すべての研究者を対象とし、また、あらゆる分野にわたって研究者の自由な発想に基づく研究を支援するものであり、学術振興の第一の基盤であります。これにより、研究の多様性と重厚性が確保され、イノベーションをもたらす科学技術の発展へとつながるものであり、大学の教育力・研究力を強化し、科学技術の力で世界をリードするために不可欠な経費です。

ところが、厳しい財政状況の中で、近年、予算額が伸び悩んでおり、結果として、新規採択率は 20%台前半に留まっておりました。

科研費の充実については、今回の予算編成過程におけるパブリックコメントにも示されているように、国民からの強い要請がありましたが、今般の政府原案において、対前年度 633 億円増という制度創設以来の例のない大幅な増額、及び悲願であった基金化が同時に実現することとなりました。これは、いずれも我が国の学術・科学技術政策史上特筆すべき画期的なことでもあります。

今回の措置を契機に、改めて国民の期待の大きさを自覚し、急速に発展する諸外国の大学と力強く競争すべく、教育・研究の一層の充実に全力を挙げてまいります。

平成23年2月3日

社団法人日本経済団体連合会

会長 米倉 弘昌 殿

社団法人国立大学協会

教育・研究委員会 委員長

濱口 道成

日本経済団体連合会表明「新卒者の採用選考活動の在り方について」を受けて

平成23年1月12日付けで貴日本経済団体連合会が表明された「新卒者の採用選考活動の在り方について」は、改善が強く求められている就職活動の早期化・長期化の改善に向けた着実な一歩であると考えています。

就職情報会社のサイトにエントリーし、それと同時に各企業の説明会が開催される現在の状況は、学生にとって実質的な就職活動の開始となっています。その早期化・長期化が学業に支障をきたす結果となっていることに鑑み、国立大学協会は従前から採用選考活動の時期の見直しを求めているところです。

今回表明された改善策による広報活動の開始時期は、大学の授業が行われており学業に支障が生じることも考えられることから、是非とも学生の立場に立った採用選考活動等事態の更なる改善に向けた貴日本経済団体連合会の検討に期待いたします。

国立大学は今後も、優れた教育研究の推進を通じて、我が国の将来を担う人材の育成に努力してまいります。また、学生の学習環境確保の観点から、学内セミナーの実施時期や、その内容について、見直しを図るとともに、将来の目標を描き、広い視野と長期的な視点を持つことを促進するキャリア教育に努めていく所存です。

この努力が報われるためには、貴日本経済団体連合会だけでなく、他の団体や業種においても就職活動の早期化・長期化の改善に向けた取組が必須不可欠であります。今後も力強いご支援と、学生の立場に配慮した取組をお願い申し上げます。

平成23年2月3日

公益社団法人 経済同友会
代表幹事 桜井 正光 殿

社団法人国立大学協会
教育・研究委員会 委員長
濱口 道成

経済同友会表明「新卒就職採用活動の適正化に関する意見」を受けて

平成23年1月21日付けで貴会から表明された「新卒就職採用活動の適正化に関する意見」は、私どもが強く求めておりました就職活動の早期化・長期化の改善に向けた積極的提案であり、心から歓迎いたします。

国立大学は今後も優れた教育研究の推進を通じて、我が国の将来を担う人材の育成に努力してまいります。学生が安心して学業に専念できるためには、貴会のご提案が他の経済団体や就職情報会社等にも賛同され、雇用側の足並みが揃う必要があります。貴会のご提言の実現に向けて、今後益々のご支援をいただきますようお願い申し上げます。

国立大学における男女共同参画推進について
－アクションプラン－

平成23年2月10日

(社)国立大学協会 教育・研究委員会

男女共同参画推進を促すための提言

1 背景

高等教育への進学意欲が全体的に高まる中で、女性の進学率は大学院を含めて上昇しており、今後、大学等の教員や研究者としての採用を含む、女性の能力を發揮できる環境の一層の整備に取り組むことは、我が国の発展と成長にも大きく資するものと考えられる。

これまで、大学における男女共同参画を推進していくために数値目標が掲げられてきた。その代表的なものは、「2010年までに女性教員比率 20% (国立大学協会 2000年)」、「2020年までに指導的立場の女性比率 30% (第2次男女共同参画基本計画 2005年)」、「この5年間で自然科学系女性研究者の採用割合 25% (第3期科学技術基本計画 2005年)」などであるが、これらの計画に掲げられた数値目標と現状の数値との乖離は大きく、目標達成に向けて、何らかの方策を施す必要がある。

2 達成目標とタイムテーブルの設定

大学は重要な雇用組織として、他の雇用組織に対しても、男女平等という社会的価値の推進者としての役割を果たすべきである。それだけでなく、教育機関として、次世代を担う学生たちに対して、新たな男女共同参画モデルを示す必要がある。そのためにも、引き続き、女性教員増加の具体的な達成目標とタイムテーブルを設定することが必要である。

2000年に国立大学協会で、将来の研究者の養成機関である博士課程における女性比率が当時 23.6% (国立大学においては 21.6%、公立大学 23.0%、私立大学 29.6%) であり、将来さらに上昇することを予測し「2010年までに国立大学の女性教員比率を 20%に引き上げることを達成目標として設定することが適切であると思われる。」とした。これまで個々の国立大学が様々な男女共同参画の推進に努めてきたものの、2010年5月1日現在の女性教員比率は 12.7%であり未達成となっている。このことに鑑み、引き続き、国立大学の女性教員比率を 20%以上に引き上げることを目指しつつ、少なく

とも 2015 年までに 17%以上（各大学において 1 年ごとに 1%以上）に引き上げることが達成目標として設定することが適切であると思われる。

また、2001 年 6 月の国立大学協会第 3 常置委員会において、大学における女性の雇用および教育関連の実情把握のための調査資料の整備、共通のデータベースの構築と必要に応じて各大学への情報提供を行えるような情報の集積を目的に、今後 10 年間にわたって男女共同参画推進状況の追跡調査を継続的に行うことが決定され、今回が区切りの 10 年目である。前述したように目標を到達していない状況であり、目標達成に向け国立大学における男女共同参画を推進するため、次に提言している大学が取り組むべき事項の実施状況についてフォローアップをしつつ、今後も引き続き追跡調査を行うこととする。調査にあたっては、大学の負担軽減を考慮し、毎年調査すべきものと隔年あるいは 3 年ごとに調査するものの調査項目や収集すべき情報を精選し、簡素化を図ることとする。

3 大学が取り組むべき事項

男女共同参画の推進において直面する課題は、個々の大学によってさまざまである。それぞれの大学における問題点を洗い出し、改善に向けた具体的な行動計画を立案するとともに実行に移し、それを評価していくシステムを構築していくことが求められる。

目標の達成に向けた大学が取り組むべき男女共同参画推進のための取組としては、次のようなものが考えられる。

【提言 1】 男女共同参画の推進体制の整備

- (1)男女共同参画推進の基本方針、宣言等の作成、提示
- (2)室、委員会、ワーキング・グループ等の検討推進体制の設置・充実

【提言 2】 女性教員・研究者の拡大

- (1)採用時における積極的是正措置（ポジティブアクション）の実施
 - ・採用時に、業績や能力が同等と認められる場合には、積極的に女性を採用
 - ・部局や分野ごとの女性教員比率の年次計画や最終目標（努力目標）の設定
 - ・女性教員を採用した部局等に対する人件費ポイント制等におけるインセンティブの付与

- ・女性研究者を採用する場合、配偶者の採用にも配慮したシステムの整備
- (2)昇任・給与・研修等の男女機会均等の推進
- ・教職員の業績評価に当たって、出産、育児、介護等に従事したことにも配慮
- (3)大学運営における意思決定過程への女性の参画の拡大
- ・役員、部局執行部、全学委員会等の大学の意思決定組織における女性比率の向上
 - ・教授職への女性の積極的登用
 - ・大学関連団体である諸学会と連携した男女共同参画の意識啓発と推進（学会規約に明記するなど）
- (4)女子学生や若手女性研究者、女子中高生など次世代研究者へのロールモデルの提供
- ・大学の研究や研究者の魅力などを紹介する女子中高生対象のセミナー、フォーラム等の開催
 - ・女子学生の卒業後の進路に関するキャリアガイダンスの開催
 - ・女性研究者による次世代女性研究者へのメンター制度の設立や交流会の開催
- (5)女性に多い非常勤講師の待遇の改善等の促進
- ・特定校に数年にわたって非常勤講師として勤務し、事実上常勤化している場合、常勤の教員として採用することへの一層の努力
 - ・非常勤講師が専任になる機会の拡大を支援するため、研究環境の改善、教員との交流等を通じたネットワークへの参加、研究上有益な情報へのアクセスの拡大のための配慮
 - ・非常勤講師が常勤の教員との共同プロジェクトに参加できるよう積極的な配慮

【提言 3】 就業環境の整備・充実

- (1) 育児・介護等との両立を支援するための就労支援制度の整備・充実
- ・育児、介護等に適応した勤務時間制度や特別休暇制度の導入及び積極的活用
 - ・学生等を活用した幼児教育及び保育ニーズの両面をカバーする制度の整備
 - ・配偶者（男性）の育児休暇の取得の促進及び意識改善
- (2) 育児・介護等との両立を支援するための研究継続支援制度の整備・充実
- ・育児・介護等に携わる研究者に対する研究補助者の配置や雇用経費の助成
 - ・地域内の大学等と連携した代替要員制度の構築など、育児休業が取りやすくなるような代替教員の保障とそのPR
 - ・休業中の教職員に対するICT等を活用した在宅での双方向ネットワークの構

築

- (3) 育児休業等からの復帰を容易にすることを含めた施設設備の設置・充実
 - ・ 病児・病後及び学童保育等の多様な保育ニーズに対応できる学内保育施設の整備
 - ・ 更衣室・休憩室・マタニティコーナー等の整備及びベビーベッドを備えたトイレ等の設備の整備・改修
 - ・ 夜間等における安全確保など防犯体制の整備
- (4) 女性研究者が不安や悩みを相談できるようなメンタル的なサポート体制の整備・充実
 - ・ 教職員が、キャリアプランや育児、介護などの相談ができる総合相談窓口の設置などの体制の整備
 - ・ 女性研究者の現状を把握するためのメンターや巡回相談員を配置
 - ・ 女性研究者等が、相互に問題点の共有及びQ&Aが可能なネット上のフォーラムやメーリングリストの構築

【提言 4】 意識啓発の推進

- (1) 男女の固定的な性別役割分担意識の解消や職場慣行の見直しと改善
- (2) 男女共同参画を推進する諸制度の学内外への積極的広報
 - ・ 両立支援制度の大学ホームページへの掲載
 - ・ 教職員を対象にした両立支援制度の説明会の開催
- (3) 男女共同参画に係る教育研究の推進と啓発セミナー・シンポジウム等の開催
 - ・ 地域等と連携した男女共同参画推進の取組の企画・実施、シンポジウム等の開催
- (4) 両立支援制度（育児・介護休業等）の活用可能な雰囲気醸成
 - ・ 両立支援制度の取得を促すポスター・リーフレットの作成
 - ・ ワーク・ライフ・バランスの観点から、年次休暇等の積極的取得を促進する通知の発出
 - ・ 育児休業を取得した教員が所属する部局へのインセンティブの付与

4 国等による支援

それぞれの国立大学が男女共同参画を進めていくためには、文部科学省を始めとする政府機関の支援も必要である。国等による支援として、次のようなことが期待される。

ア 国にあつては、働きやすい環境の整備のための財政支援の拡充等を実施すること。

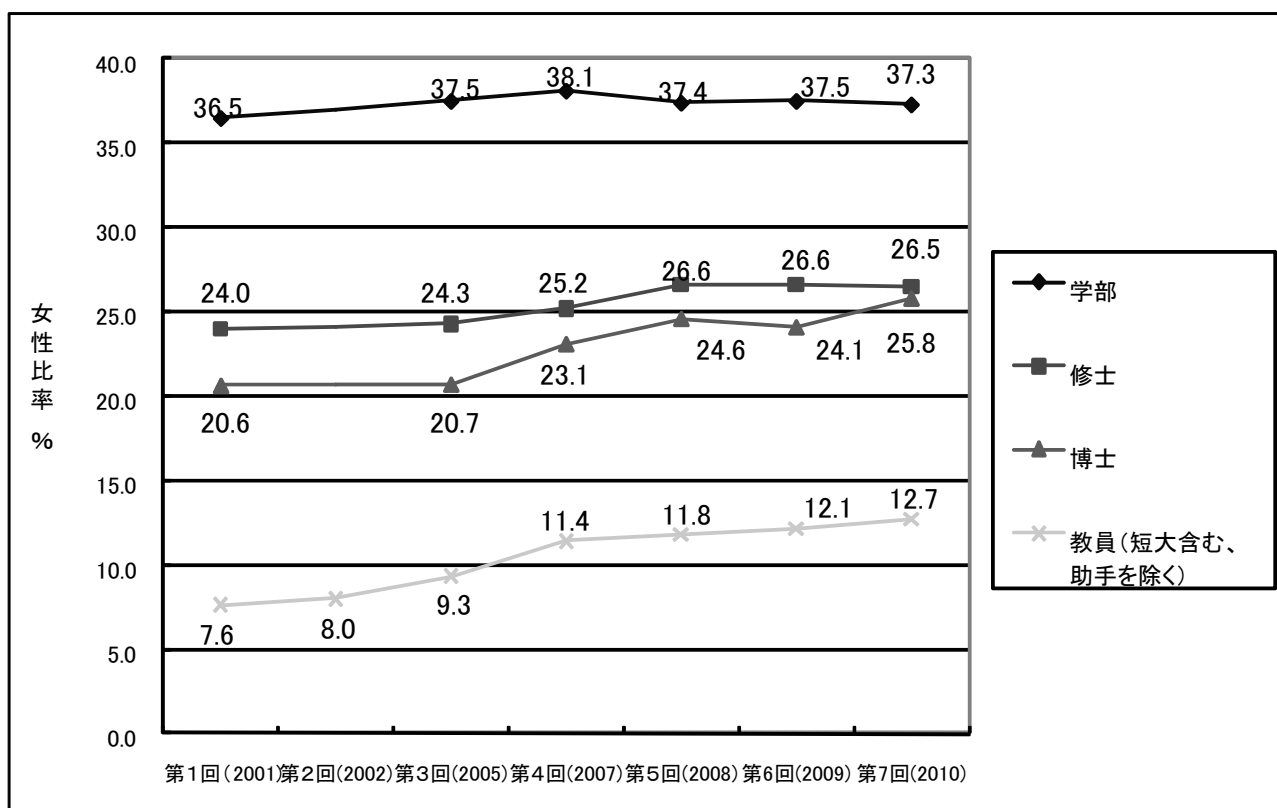
- (1) 人件費削減政策の撤廃
- (2) 施設設備の整備・改善
 - ・ 学内保育施設等の整備
- (3) 女性研究者の支援
 - ・ 育児休業取得に伴う研究費支援制度の構築
 - ・ 介護休業取得に伴う柔軟な支援制度の構築
 - ・ 女性研究者のライフステージにあわせたトータルな支援システムの構築
 - ・ 新規の女性研究者及び研究補助者に係る人件費の補助

イ 地方自治体にあつては、働きやすい環境の整備のための財政支援の拡充等を実施すること。

- (1) 大学近辺への公的な保育施設・介護施設の設置の促進・誘致
- (2) 利用に係る料金の低廉化
- (3) 保育施設におけるニーズに応じた保育時間の配慮
- (4) 大学と自治体との連携・協力体制の強化

【参考資料】

・ 追跡調査年度の学部学生、修士学生、博士学生及び教員（助手除く）の女性比率



※第2回調査では学生について調査を行っていない。

なお、第4回調査からは学校教育法の改正により従来の助手が「助手」及び「助教」に分けられ、助教がデータに含まれるようになった。

別添25

国大協企画第189号
平成23年2月15日

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長
平野 眞一 殿

社団法人国立大学協会
会長 濱田 純一

大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準の改訂案について（回答）

平成23年1月25日付け評学機構評1第65号にて照会のありました標記について、別紙のとおり回答します。

改訂案への意見について

	該当箇所	意見
1	実施大綱 1 ページ 〔Ⅱ 評価の基本的 な方針〕	(1)に、「大学機関別認証評価は、大学評価基準に基づき…基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。」とあるが、「判断を中心とした評価」では判断基準に曖昧さを残すこととなるので、「判断による評価」とすべきではないか。
2	大学評価基準 13 ページ 〔基準6 学習成果〕	世界的に教育成果を評価するときにラーニング・アウトカムを重視する流れにあり、我が国においても、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」(平成20年12月24日)において「学習成果」の重要性が強調されていることは承知しているところである。 「学習」と「教育」は見方や立場が違う概念であることから、「学習成果」を評価する場合と、「教育成果」を評価している現行の評価では、評価観点や手法に違いがあるのではないかと。 「学習成果」に着目される場合には、現行の「教育成果」の評価観点との違い、又は同質性を明確に示されたい。 「個々の学生が達成した学習成果」を束ねて、全体としての大学の活動を評価するとなると、「大学の教育成果」を評価するとしてほうが適切と考えるが、いかがか。 また、基準7での「学習環境及び学生支援」で用いられている「学習」の概念との整合性はどのように整えられているか。
3	大学評価基準 15 ページ 〔基準7 学習環境 及び学生支援〕	基準7は、旧基準7(学生支援等)及び旧基準8(施設・設備)を統合したものであるが、「学習」と「教育」は見方や立場が違う概念である。また、研究成果を教育に反映することで高度な教育を実施することができることから、施設・設備は、学生の学習に資するためだけでなく、教員の研究活動にも資する必要があることから、施設・設備を「学習環境」と一括りとするのは、評価対象を適切に表した用語になっていないため、文言を再度検討されたい。
4	大学評価基準 21 ページ 〔基準10 情報公開 及び説明責任〕	あらたに、基準10として「情報公開及び説明責任」が位置づけられ、「趣旨」説明では、「これらの情報が適切に公表され、説明責任が果たされているかについて評価する」とされている。しかしながら、「基本的な観点」には「説明責任」の用語は入っておらず、趣旨と基本的な観点との間に齟齬があるのでないか。「情報が適切に公表されて」いれば、「説明責任が果たされている」と判断する、という立場であるか。 「基本的な観点」に求められている情報を公表していても、特定のステークホルダーの情報公開の要求に応えることができなければ、説明責任が果たされていないと判断され、大学としての基準が満たされていないと取られかねないが、いかがか。 示された「基本的な観点」はすべて情報公開に関する事項であることから、表題としては、「教育研究活動等についての情報公開」とすべきではないか。
5	その他	第1サイクルにおける「選択的評価事項」を第2サイクルにおいては、別に申請する評価として分離独立することとしているが、その内容等について早急に示されたい。

平成23年3月23日

日本経済団体連合会

日本商工会議所

経済同友会 御中

全国中小企業団体中央会

日本就職情報出版懇話会

社団法人国立大学協会

教育・研究委員会委員長

濱口 道成

2012年入社対象者の採用広報活動及び採用選考活動等について

今般の東北地方太平洋沖地震により、特に被災した大学の建物・設備等の損壊は甚大であるほか、情報ネットワークを含む域内のライフラインが十分に復旧しておらず、被災地域における学生の修学環境は著しく損なわれております。

そのような中、既に、2012年入社対象者の広報活動や採用選考活動が進められているところですが、企業におかれては、インターネット以外の方法の活用など広報方法の工夫、エントリーシートなど提出書類の締切の延長、採用活動の時期の後ろ倒しなど被災をした学生が就職活動で不利にならないよう、最大限のご配慮をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、本年4月入社予定の学生については、採用内定取消しの防止や入社予定日の柔軟な対応についてもあわせてお願い申し上げます。

国立大学協会では、会員大学が相互に協力して被災大学の支援を行っておりますが、被災地域の学生はもとより被災地域出身の学生が抱える悲しみと不安は察するに余りあるものです。どうかこうした状況をご賢察くださるよう、重ねてお願い申し上げます。

国大協企画第204号
平成23年3月29日

民主党文部科学部門座長
衆議院議員 松崎哲久様

国立大学協会
会長 濱田純一

震災被害に係る要望について（要望）

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震への対応に当たり、民主党として格段のご配慮をいただき、御礼申し上げます。

今回の震災により、被災地に所在又は附属施設を有する国立大学、大学共同利用機関をはじめとして、在籍する教職員、学生、そしてその家族も含め多くの方々が被災し、他方、施設設備に対する被害が多数報告されています。被災地出身の学生は全ての国立大学に在籍し、安否の確認がとれない学生及びその家族もおります。さらに、被災地及びその近隣にある附属病院では、医薬品の不足等厳しい環境のもと、多くの負傷者を受け入れています。

被災した学生の就学機会が失われることなく、また安心して就学できるための支援を行っていくことなど、手厚く支援することはもとより、大学等の教育研究が日本再生の柱の一つとして期待される中、大学等の教育研究機能を一刻も早く元の状態に戻し、大学等の機能を最大限発揮できるよう支援の充実を図ることは、想像を超えた大災害に見舞われた我が国の復興にも大いに資するものです。

については、国立大学等では、至急の復旧対応が求められていることも踏まえ、国立大学法人運営費交付金や科学研究費補助金等の大学関係予算の確保と着実な執行にご配慮いただくとともに、特に下記の点にご配慮いただき、今後の政府・与党の施策に反映いただきますよう、切にお願い申し上げます。

記

- 一．被災及びこれによる保護者の死亡、失職等の理由により経済的に困窮した学生に対する入学料及び授業料減免や各種奨学金の給付の措置を充実すること。

- 一．国立大学附属病院は地域医療の中核拠点として、今回の震災の被災者も含め、多くの重症患者を受け入れている。また、国立大学は長期にわたる継続的な重要研究を蓄積している。ついては、国立大学の附属病院等を計画停電の対象外とすることや、医薬品の確保等、各種の支援に配慮すること。

- 一．今回の震災で被災した大学を中心に、大学等の教育研究活動の一刻も早い正常化を果たせるよう、施設設備をはじめとした災害復旧について速やかに予算措置を行うこと。